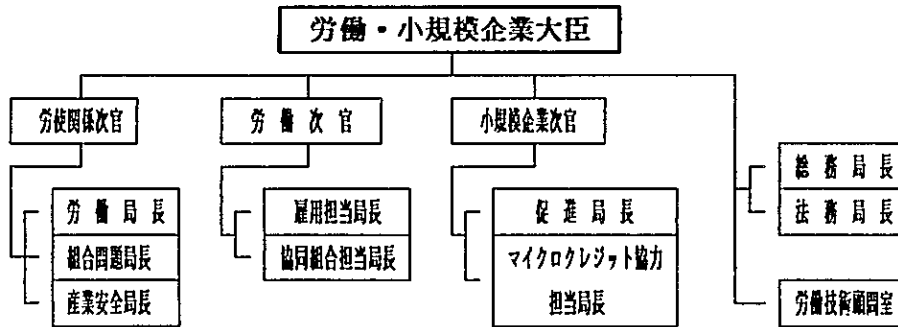


Unidad Especializada (専門業務室) :

大臣の管下にある Unidad de Asesoría Técnica Laboral

(UDATEL : 労働技術顧問室)

### 労働・小規模企業省の組織略図



### I-2-10-2 労働・小規模企業省の大臣・次官の権限や責務

#### 1. Ministro de Trabajo y Microempresa (労働・小規模企業大臣)

- ① 労働法制及びその法制に関する国際的な条約や協定の適用や履行を監視する。
- ② 雇用主と使用人の良好な関係を保つための政策や規定を定める。
- ③ 産業安全に関する政策や規定を定める。
- ④ 労働者階級を代表、防衛、養成する手段としての労働組合の組織強化を促し、雇用主と労働者の間、及び労働者間の調停や調和を奨励する。
- ⑤ 労働市場を良好に組織するための研究や行動を支援する。
- ⑥ 小規模企業を開発する政策を定め、これを奨励する。
- ⑦ 小規模企業に対する技術訓練や経営訓練を奨励し支援する。
- ⑧ 小規模融資（マイクロクレジット）、特に市中銀行以外の制度化された金融機関が小規模企業に提供する小規模融資の展開を支援する。
- ⑨ 協同組合法の履行を監視すると共に、協同組合システムを開発し、そのシステムが市場の特性に適合するよう促す。

#### 2. Viceministro de Relaciones Laborales (労使関係次官)

- ① 調和した労使関係と労働者の効果的な保護を目指した政策や規定を提案する。

- ② 労働法制とその法制に関する国際的な条約や協定の適用や履行を関しする。
- ③ 労働者の権利、安全、健康や福祉を保護し強化する制度の策定と導入を促す。
- ④ 現行の法制度に定める労働権の尊重を促し、労働者の代表、防衛、教育や文化の手段としての労働組合の発展や強化を奨励する。
- ⑤ 労働者の請願や要求に適時に対応するように監督し、集団的な労働紛争が発生した場合は、その解決策を促す。
- ⑥ 産業安全や労働安全の政策や規定を提案すると共に、労働環境や保健に関する基準や規定の履行を監視する。
- ⑦ 労働者の教育や訓練、労働者の権利に関する知識の普及、労働リスクや労働者組織の運営強化などを目指した政策を提案し、その行動について指導する。
- ⑧ 労働者組織の法人化を認める処置を講じる。
- ⑨ Organizacion Internacional de Trabajo（国際労働機関）や労働問題に関する国際会議に、代表団を派遣して参加するよう促す。

### 3. Viceministro de Trabajo y Cooperativas（労働次官）

- ① 労働市場の良好な組織化を目指した政策や規定を提案する。
- ② 就業源や雇用源の拡大を目指した政策を促し、その行動を調整する。
- ③ 経済活動人口の失業問題や半就業問題を軽減するための行動や対策を提案する。
- ④ 労働人口の流出プロセスを規制し整理する政策を提案し、その行動を調整する。
- ⑤ 雇用政策を支援する手段として、労働市場の需要と供給に関する情報を提供する。
- ⑥ 協同組合の組織開発を行い、それを強化するための政策や規定を提案する。
- ⑦ 協同組合の設立や運営を統制する法律や規定の適用と履行を監視する。
- ⑧ 協同組合制度の原理、利点や問題点に関する知識を普及し、協同組合が国の市場特性に適合するよう促す。

### 4. Viceministro de Microempresa（小規模企業次官）

- ① 小規模企業の発展を促す政策や規定を提案し、就業源としての重要性や潜在力の強化を図る。
- ② 小規模企業の技術能力、経営能力や販売能力を強化するための政策を提案し、その行動を調整する。

- ③ 小規模企業が行う加工、製造、手工芸などの活動を奨励する政策や行動の展開を産業・貿易次官と調整する。
- ④ 小規模企業の製品やサービスに関する市場調査を支援し、その製品やサービスの拡販を奨励する。
- ⑤ 小規模企業を対象にした専門融資のシステムや制度を定める政策を金融機関と調整しつつ促進し、その政策や行動が国内の全地方や全部門に普及するよう、奨励する。
- ⑥ 担保保証や返済期限に関する特別システムの奨励を促し、小規模企業が融資システムの便宜を享受できるように、条件の改善を行う。
- ⑦ 小規模企業の振興を図る行動について公共機関や民間組織と調整し、その振興を促す。
- ⑧ 小規模企業の奨励を目指した県庁や地方自治体政府のプログラムや行動を支援する。

## **I-2-11 Ministerio de Agricultura, Ganaderia y Desarrollo Rural**

**(農牧業・農村開発省)**

### **I-2-11-1 農牧業・農村開発省の組織**

農牧業・農村開発省は、下記の大臣、次官や局長で編成されている。

**Ministro de Agricultura, Ganaderia y Desarrollo Rural**

(農牧業・農村開発大臣)

Director General de Asuntos Administrativos (総務局長)

Director General de Asuntos Juridicos (法務局長)

**Viceministro de Agricultura, Ganaderia y Pesca (農牧業・水産次官)**

Director General de Agricultura y Desarrollo

Productivo Forestal (農業・林業開発局長)

Director General de Ganaderia y Pesca (牧畜業・水産局長)

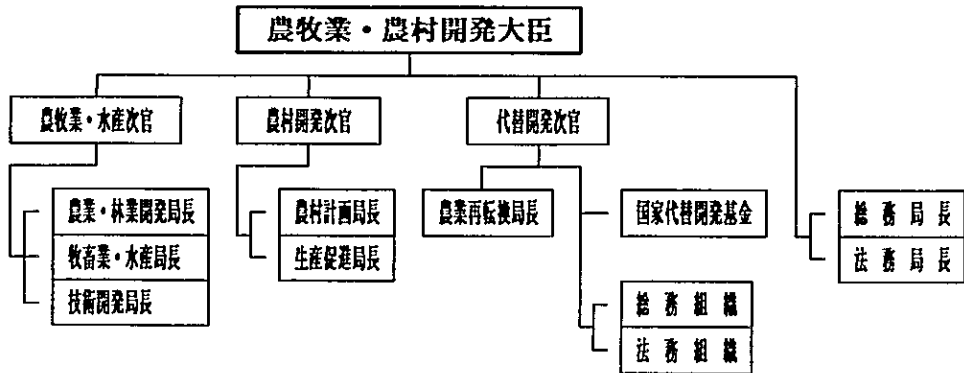
Director General de Desarrollo Tecnologico (技術開発局長)

Viceministro de Desarrollo Rural (農村開発次官)  
 Director General de Planificacion Rural (農村計画局長)  
 Director General de Promocion Productiva (生産促進局長)

Viceministro de Desarrollo Alternativo (代替開発次官)  
 Director General de Reconversion Agricola (農業再転換局長)

Unidad Especializada (専門業務室) :  
 代替開発次官の管下に編入された  
 Fondo Nacional de Desarrollo Alternativo (FONADAL: 国家代替開発基金)  
 Macanismo Administrativo (総務組織)  
 Mecanismo Juridico (法務組織)

農牧業・農村開発省の組織略図



I-2-11-2 農牧業・農村開発省の大臣・次官の権限や責務

1. Ministro de Agricultura, Ganaderia y Desarrollo Rural  
 (農牧業・農村開発大臣)

- ① 農業生産や畜産の奨励、及び再生可能自然資源の総合開発に於ける資源の取り扱  
 扱いに関する政策や規定を定める。
- ② 農牧産部門の生産と生産性の向上を目指した研究と技術の移転や普及を促す。

- ③ 農村開発の政策や規定を定めると共に、灌漑施設や構造基盤の整備に関する技術指導を促す。
- ④ 県庁や地方自治体政府と調整しつつ、農村部に於ける農牧業の開発を奨励する。
- ⑤ 内務省と調整しつつ、余剰コカ葉経済を転換するための代替開発政策を定めると共に、代替プログラムやプロジェクトを企画し奨励する。

## 2. Viceministro de Agricultura, Ganaderia y Pesca (農牧業・水産次官)

- ① 農牧業や水産の開発、及び生産を目的にした再生可能自然資源の合理的な利用や管理を行うための政策や基準を提案する。
- ② 農牧業の開発に適用される法制度の履行を監視する。
- ③ 農牧業分野の生産性を改善し、生産を増やすための適切な研究と技術の発生や普及を奨励する。
- ④ 農牧業や水産部門の活動を設営して操業するための投資を奨励する。
- ⑤ 国民の食糧安全を保障すると共に輸出を目指した農牧業や水産の生産増、及び林業の生産開発を促す。
- ⑥ 動植物衛生制度と衛生証明書発行に関する規定を定める。
- ⑦ 灌漑システムを改善、建設及び普及するための政策を促す。
- ⑧ 保証種子の生産、改良及び使用を促す政策を提案し、その行動を調整する。
- ⑨ 生産者に対する融資や生産者の販売システムを改善する政策を提案する。
- ⑩ 農牧業部門の活動を展開する同業者組合組織、協同組合、非政府機関 (NGO) 及びその他類似の組織間の関係強化を促す。
- ⑪ 外務・宗務省や貿易・投資省と調整しつつ、農産物や畜産物を外国市場に進出させるための技術的な基盤を提案すると共に、輸出交渉に参加する。

## 3. Viceministro de Desarrollo Rural (農村開発次官)

- ① 農村部の総合的な開発を目指した政策や規定を提案する。
- ② 貧困、僻地性や都市部への人口流出などの軽減を目指した農村開発政策を促す。
- ③ 農村部の総合的な開発を促すための行動を他の中央政府機関、県庁、地方自治体政府や民間組織と調整する。
- ④ 農村開発計画に農村共同体が参加するよう、計画当事者と農村共同体の間で情報交換や調整を行うシステムを開発する。

- ⑤ 関係する他の次官室と調整しつつ、女性問題や環境問題に焦点を当てた農村開発政策を促すと共に、その行動を調整する。
- ⑥ 生産者に被益する生産の多様化、労働源の拡大や販売システムの設営を奨励する政策を促し、その行動を調整する。
- ⑦ 農村問題を分析するよう呼び掛け、農村の総合開発に関する提案を促す。
- ⑧ 農村住民の安全な食糧供給を保証する行動を促す。

#### 4. Viceministro de Desarrollo Alternativo (代替開発次官)

- ① コカ葉栽培を減らし、余剰コカ葉経済を転換するための代替開発政策を提案し、その行動を調整する。
- ② 法令第1008号：“コカ葉・規制物質制度”に述べるコカ葉減反と代替開発の実施や遂行を監視する。
- ③ Estrategia Nacional de Lucha Contra el Trafico Ilicito de Drogas y sus Delitos Conexos (plan maestro) (国家麻薬密輸及び関連犯罪対策戦略マスタープラン)の策定に参加する。
- ④ 代替開発政策の適用、特に代替産物の生産や販売と余剰コカ葉の減反を強調した政策の適用を保証する制度を提案する。
- ⑤ 代替開発とコカ葉の減反に関する政策、プラン、プログラムの適用を定期的に追跡し評価する。
- ⑥ 代替開発のプログラムやプロジェクトを実施するための投資を促す。
- ⑦ 代替開発政策に含まれる産物の生産と競争力を伴った販売を行うための技術指導やサービス業務を促す。
- ⑧ 代替開発の政策や行動で得られた便益やインパクトに関する情報を広報するシステムを設ける。

### I-2-12 Ministerio de Desarrollo Sostenible y Planificacion (持続開発・企画省)

#### I-2-12-1 持続開発・企画省の組織

持続開発・企画省は、下記の大臣、次官、局長や国家業務局で編成されている。

**Ministro de Desarrollo Sostenible y Planificacion (持続開発・企画大臣)**

Director General de Asuntos Administrativos (総務局長)

Director General de Asuntos Juridicos (法務局長)

**Viceministro de Medio Ambiente, Recursos Naturales y Desarrollo**

Forestal (環境・自然資源・林業開発次官)

Director General de Biodiversidad (生物多様性局長)

Director General de Impacto, Calidad y Servicios Ambientales  
(環境影響・品質・サービス局長)

Director General de Clasificacion de Tierras y Cuencas  
(土地・流域分類局長)

Director General de Desarrollo Forestal Sostenible  
(林業持続開発局長)

**Viceministro de Planificacion Estrategica y Participacion Popular**

(戦略的開発・大衆参加次官)

Director General de Planificacion y Ordenamiento

Territorial (開発・土地整備局長)

Director General de Participacion Popular (大衆参加局長)

**Viceministro de Asuntos de Genero, Generacional y Familia**

(女性・高齢者・家族問題次官)

Director General de Asuntos de Genero (女性問題局長)

Director General de Asuntos Generacionales (高齢者問題局長)

**Viceministro de Asuntos Indigenas y Pueblos Originarios**

(先住民族問題次官)

Director General de Politicas y Gestion Indigena

(先住民対策局長)

**Servicio Nacional (国家業務局) :**

環境・自然資源・林業開発次官の管下にある

Servicio Nacional de Areas Protegidas (国家保護地域局)

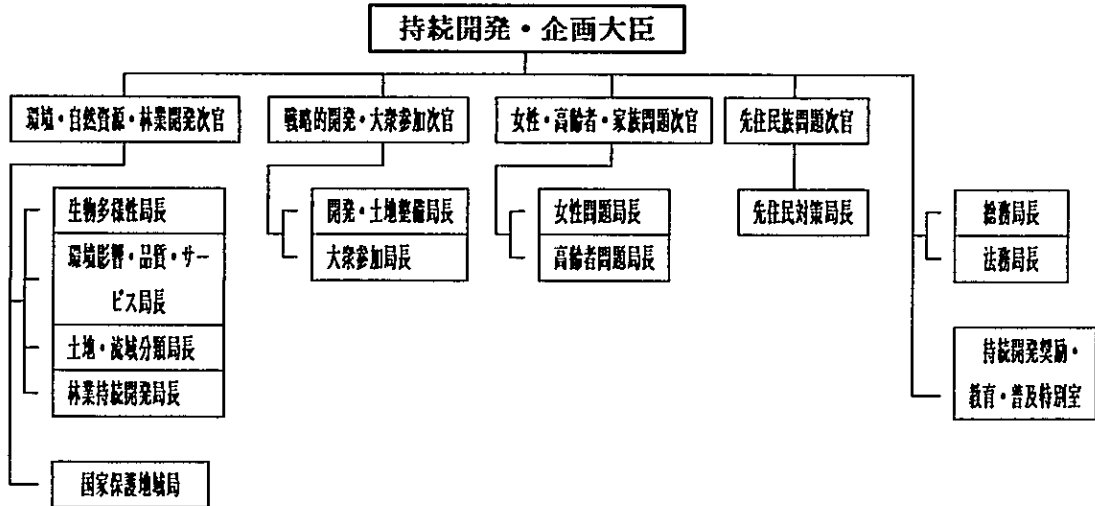
Unidad Especializada (専門業務室) :

大臣の管下にある

Unidad Especial de Promocion, Educacion y Difusion de

Desarrollo Sostenible (持続開発奨励・教育・普及特別室)

持続開発・企画省の組織略図



I-2-12-2 持続開発・企画省の大臣・次官の権限や責務

1. Ministro de Desarrollo Sostenible y Planificacion (持続開発・企画大臣)

- ① 国、県や地方自治体の領域内の持続開発や土地整理を行う戦略的な計画を策定、実施、調整する。
- ② 国の社会、経済、技術的な発展と環境や生物多様性の保護を調和させた持続開発を促す。
- ③ 再生可能自然資源の保存、保護や回復を行う。
- ④ 行政地方分権化と大衆参加のプロセスを推進するために、持続開発・企画省が管理している制度を県や地方自治体のレベルで強化する。
- ⑤ 農村部で発生する必要性とその管理、及び農村部の組織化に関して農民が参加した企画や計画にもとづいた農村共同体の総合的な開発を支援すると共に、各地方自治体内の町内会や隣人会の組織を強化する。



- ⑥ 女性、高齢者、家族の問題に関する政策や戦略を策定すると共に、これらの問題に関するプログラムやプロジェクトの実施を監督する。
- ⑦ 先住民族や原住民族の問題に関する政策や戦略を策定すると共に、これらの問題に関するプログラムやプロジェクトの実施を監督する。
- ⑧ Sistema de Regulacion de Recursos Naturales Renovables (再生可能自然資源規制システム) を監督する。

## 2. Viceministro de Medio Ambiente, Recursos Naturales y Desarrollo Forestal (環境・自然資源・林業開発次官)

- ① 持続開発に関する政策や規定を提案し、社会、経済、技術的な成長と天然資源の持続性と環境や生物多様性の保存を調和させる。
- ② 再生可能自然資源の持続的な利用を管理する技術的な基準や条件を提案する。
- ③ 環境保護や持続開発のテーマに関する国際会議やイベントをフォローアップし、そのテーマに関する国際協定や国際基準に国が加盟するよう促す。
- ④ 土地の持続的な利用性にもとづいて土地を分類する。林業資源の潜在力を評価する。適格に認知された原住民族共有地と林業租借地の区域の重複を避けるために、林業租借地を設定し、租借入札が行われる林業区と現地の原住民社会のための保護区を区別して、森林監督局に提出する。
- ⑤ 最も代表的な林業産物一次加工品（製材されただけの木材）の参考価格リストを設定する。
- ⑥ 林業産物一次加工品の参考価格にもとづいて、林業租借最低料金を設定する。
- ⑦ Sistema Nacional de Impacto y Control de la Calidad Ambiental (国家環境影響・品質管理システム) の開発を促し、環境インパクトの追跡を行う。
- ⑧ 保護地域を管理し、域内の自然資源の持続利用と生物多様の保存を予測する。
- ⑨ 流域全体の総合管理を考慮した流域保護プログラムを策定し、水資源の持続的な利用を行う政策や規定を提案する。
- ⑩ 大気汚染や水質汚染を防止を管理するためのプログラムを提案する。
- ⑪ 土地の持続利用に関する政策や規定を提案し、土地の浸食や砂漠化を防止する。
- ⑫ Servicio Nacional de Areas Protegidas (国家保護地域局) を監督する。
- ⑬ 持続開発・企画大臣の指示に従い、Sistema Nacional de Recursos Naturales Renovables (SIRENARE: 国家再生可能自然資源システム) の範囲に於いて、農業監督局や森林監督局と調整を行う。

### 3. Viceministro de Planificacion Estrategica y Participacion Popular

#### (戦略的開発・大衆参加次官)

- ① 地域共同体のサービス業務の提供と管理能力を改善するために、地方自治体政府の強化を目指した政策や規定を提案する。
- ② 農民共同体、先住民族、Organizaciones Territoriales de Base (OTBs: 基礎領土組織又は地域基礎組織、以後は“地域基礎組織”と呼ぶ)、隣人会や監視委員会が法人格を取得した上で、地方自治体の政治や経済面に参加するよう促すために、これら組織の強化や活動を支援するための政策や規定を提案する。
- ③ 国、県及び地方自治体の社会・経済・技術的な成長が調和した連携を保つよう、持続開発や土地整備の枠内で国、県及び地方自治体の各レベルに於いて戦略的計画を行うための規定や手順を提案する。
- ④ 土地整備や土地利用計画のための政策や規定を提案する。
- ⑤ 行政地方分権化と大衆参加のプロセスを推進すると共に、県庁規模や地方自治体政府規模で実施されるプログラムやプロジェクトを促進するために、県庁管下の Servicios Departamentales de Fortalecimiento Municipal y Comunitario (SED-FMC: 地方自治体・共同体強化業務局) の開発を促す。
- ⑥ 組織強化に関して県庁及び副県庁(県庁支所)と地方自治体政府が調整や連携するための規定を提案する。

### 4. Viceministro de Genero, Generacional y Familia

#### (女性・高齢者・家族問題次官)

- ① 機会の公正と平等を基礎にした女性問題の理念を普及し認識させる政策や規定を提案する。
- ② 女性・高齢者・家族問題に関する国の法制度や規定、及び国際条約や協定の履行を監視する。
- ③ 老人の健康、人間性の尊厳、福祉、総合価値の回復を目指した基本概念を尊重しつつ、老人に益する社会福祉、教育指導や労働援護を促す政策を提案する。
- ④ 社会の基礎であり、国の主な目的の一つである家族保護の概念を普及させる政策を提案する。
- ⑤ 家庭内暴力や家族放棄を根絶するための政策の適用を監督する。
- ⑥ 老人、女性、児童などの最も脆弱な国民に益する社会管理の政策、規定や手段を提案する。

- ⑦ 社会管理・家族保護の業務を担当する県庁や地方自治体政府の部署の運営を支援する。

5. **Viceministro de Asuntos Indigenas y Pueblos Originarios**  
(先住民族問題次官)

- ① 先住民族や原住民族の総合的な発展を目指した政策や規定を提案する。  
② 先住民族や原住民族の権利を定めて発展を促す国際法や国際条約の適用と履行を監視する。  
③ 先住民族や原住民族の経済的な現実や社会文化的な現実の調査や分析を促す。  
④ 先住民族や原住民族のアイデンティティと文化的価値を保存しつつ、彼等を国の法制や社会経済生活に全面的に編入すべく奨励する。  
⑤ 先住民族と原住民族が土地や領土の所有権を獲得する手続きを支援する。

**I-2-13 Ministerio de Comercio Exterior e Inversion (貿易・投資省)**

I-2-13-1 貿易・投資省の組織

貿易・投資省は、下記の大臣、次官や局長で編成されている。

<b>Ministro de Comercio Exterior e Inversion</b>	(貿易・投資大臣)
Director General de Asuntos Administrativos	(管理問題局長)
Director General de Asuntos Juridicos	(法務問題局長)
<b>Viceministro de Inversion y Privatizacion</b>	(投資・民営化次官)
Director General de Inversion	(投資局長)
<b>Viceministro de Exportaciones</b>	(輸出次官)
Director General de Regimenes de Exportacion	(輸出制度局長)
Director General de Fomento a las Exportaciones	(輸出促進局長)
Director General de Comercio Exterior	(貿易局長)

Viceministro de Turismo

(観光次官)

Directos General de Planificacion Nacional de Turismo

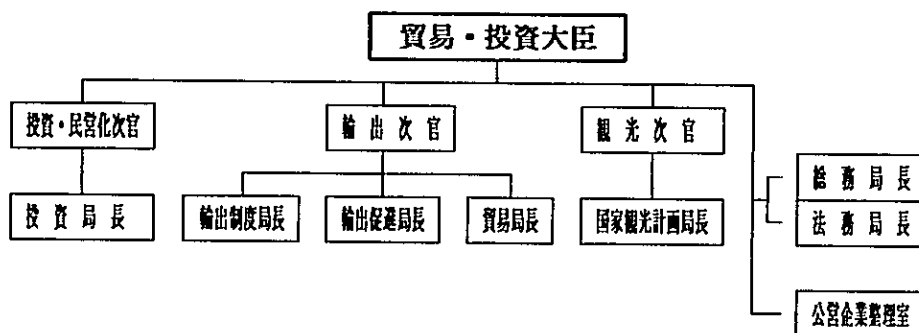
(国家観光計画局長)

Unidad Especializada (専門業務室) :

大臣の管下にある Unidad de Reordenamiento

(公営企業整理室)

### 貿易・投資省の組織略図



### I-2-13-2 貿易・投資省の大臣・次官の権限や責務

#### 1. Ministro de Comercio Exterior e Inversion (貿易・投資大臣)

- ① 国内外の資本誘致を伴った民間投資を奨励する政策や規定を定めて、それを実施する。
- ② 民間投資に関する法制度の適用を監視し、国内外の民間投資に便宜を供与する。
- ③ 関係各省と調整しつつ、公営企業を民営化する政策や規定を定めて、それを実施する。
- ④ 国内観光の奨励や開発に関する政策や規定を定め、その実施を目指した行動を県庁や地方自治体政府に提起する。
- ⑤ 国内観光を外国で宣伝し奨励する。
- ⑥ 地域統一に関する条約や通商協定を有効に活用するために、外務・宗務省と調整しつつ、外国市場への進出や参加を目指した政策を定め、それを実施する。
- ⑦ 輸出の発展、奨励や振興を目指した政策や規定を定め、その活動を実施する。
- ⑧ 外務・宗務省と調整しつつ、対外貿易や投資案件に関する国際的な交渉に参加する。

- ⑨ 輸出や民間投資を奨励する行動について企業家団体と調整し、且つその行動を促す。
- ⑩ 外国駐在の商務官の候補者リストを外務・宗務省に提出する。
- ⑪ 商務官が外国で展開する輸出振興や資本誘致の政策を設計する。
- ⑫ 国際協力機関の資金で実施されている資本誘致や輸出活動を援護するプログラムを調整する。
- ⑬ 年金法第55条と第56条に従って公立機関の解散や精算を行う。
- ⑭ 大蔵省と調整しつつ、Regimen de Zonas Francas（補税倉庫制度）と Regimen de Internacion Temporal para Exportaciones（RITEX:輸出用物資一時入国制度）の規定や基準を定める。

## 2. Viceministro de Inversion y Privatizacion（投資・民営化次官）

- ① 国の開発に関する政策や優先度に従って国内や外国からの民間投資を促す政策や規定を提案する。
- ② 民間投資に保証や便宜を供与する法制度の履行を監視する。
- ③ 各分野、各地方や各管轄領域内の生産活動に対する直接投資を奨励する政策やプログラムの実施について、関係各省、県庁や地方自治体政府を援護する。
- ④ 各生産分野の直接投資を企業家団体に奨励し、その行動を調整する。
- ⑤ 国際融資源や投資振興ネットワークやプログラムを確認し、国の投資機会に結び付ける。
- ⑥ 投資に対する保証や投資保険に関する国際交渉や協定を促進し、その交渉や協定に参加する。
- ⑦ 外国からの直接投資案件の交渉を促し、それを調整する。
- ⑧ 外国資本の当国に対する投資を奨励する行動を計画し、外国駐在の商務官を通じて実行する。
- ⑨ 関係各省と調整しつつ、公営企業の民営化政策を提案し、その行動を調整する。
- ⑩ 年金法第55条と第56条に従って公立機関の解散や精算を行う。

## 3. Viceministro de Exportaciones（輸出次官）

- ① 輸出の奨励や発展を目指した政策や規定を提案し、その履行を監視する。
- ② 輸出の発展を目的にした民間団体の行動を奨励する。

- ③ 共同市場や通商協定などが与える有利な機会を効果的に利用する政策を提案し、その行動を調整する。
- ④ 外国駐在の商務官を介した輸出奨励行動を計画する。 そのために、商務官の候補者リストを作成し提案する。
- ⑤ 輸出手続きを簡素化する政策や規定を提案すると共に、Sistema de Ventana Unica de Exportaciones (SIVEX:輸出手続単一窓口システム) の運営を監督する。
- ⑥ 大蔵省と調整しつつ Regimen de Internacion Temporal para Exportacion (RITEX: 輸出用一時入国制度) やその他の制度の運営を監督又は評価し、その制度や運営形態を必要に応じて調節する。
- ⑦ 外務・宗務省と調整の上、輸出に関する二国間協定、多国間協定や地域協定などの国際的な交渉に参加する。
- ⑧ 外務・宗務省と調整しつつ、統合共同市場との貿易に関する国の政策や技術的な立場を提案する。
- ⑨ 対外貿易に関する総合的な情報システムを開発する、及び Organizacion Mundial del Comercio (OMC: 世界貿易機構) の制度や規則の適用を促すと共に、その適用を追跡して行く。
- ⑩ 大蔵省と調整しつつ、輸出税の正しい適用を監督し評価すると共に、その制度や運営形態を必要に応じて調節する。
- ⑪ 大蔵省と調整しつつ、保税工業地帯や保税商業地帯の運営を監督し評価すると共に、その制度や運営形態を必要に応じて調節する。

#### 4. Viceministro de Turismo (観光次官)

- ① 観光分野を全国的に開発する政策や規定を提案する。
- ② 観光活動の一般的な規定や基準の適用と履行を監視する。
- ③ 観光誘致を目指した宣伝活動を外国で促す。
- ④ 外国人観光客の受け入れを奨励する政策を提案する。
- ⑤ 国内観光の提供に関する情報システムを設定し開発する。
- ⑥ 県庁や地方自治体政府が行う観光分野の管理や奨励と観光開発計画を支援する。
- ⑦ Catalogo Turistico Nacional (国内観光案内書) を作成、維持、現行化する。
- ⑧ 観光業界を訓練する政策やプログラムを提案し、その実施について県庁や地方自治体政府と調整する。

- ⑨ 文化次官と調整しつつ、歴史的及び文化的な遺跡や建造物などの保存や修復を促すと共に、観光潜在力や生態的（生態観光）の潜在力を有する地方の観光開発を奨励する。

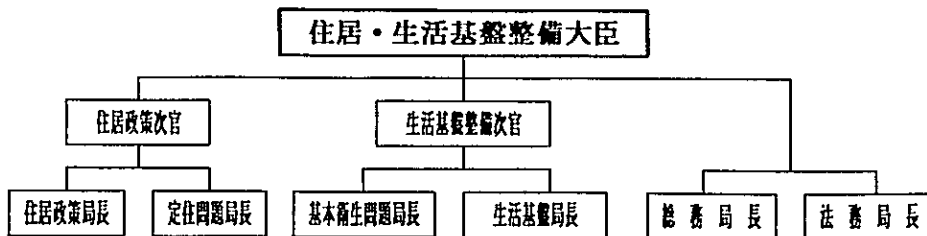
**I-2-14. Ministerio de Vivienda y Servicios Basicos (住居・生活基盤整備省)**

**I-2-14-1 住居・生活基盤整備省の組織**

住居・生活基盤整備省は、下記の大臣、次官及び局長で編成されている。

<b>Ministro de Vivienda y Servicios Basicos</b>	<b>(住居・生活基盤整備大臣)</b>
Director General de Asuntos Administrativos	(総務局長)
Director General de Asuntos Juridicos	(法務局長)
<b>Viceministro de Vivienda y Asentamientos Humanos</b>	<b>(住居政策次官)</b>
Director General de Politica de Vivienda, Normas y Tecnologia	(住居政策局長)
Director General de Asentamientos Humanos	(定住問題局長)
<b>Viceministro de Servicios Basicos</b>	<b>(生活基盤整備次官)</b>
Director General de Saneamiento Basico	(基本衛生問題局長)
Director General de Servicios Basicos	(生活基盤局長)

**住居・生活基盤整備省の組織略図**



## I-2-14-2 住居・生活基盤整備省の大臣・次官の権限や責務

### 1. Ministro de Vivienda y Servicios Basicos (住居・生活基盤整備大臣)

- ① 住宅の開発、建設、改善を目指した政策を定める。
- ② 住宅やビルの建設に関する技術基準を定める。
- ③ 住宅の建設、特に低収入層向けの住宅建設のプランやプログラムを実施するための経済資金を国内外から獲得すべく促す。
- ④ 住宅資金の貯蓄や融資を奨励し動機付ける政策や規定を定める。
- ⑤ 地方自治体政府が実施する電気やガスの住宅配給計画に関する政策や規定を定めると共に、その奨励策や融資政策を促す。
- ⑥ 固形廃棄物の取り扱いに関する政策や規定を定める。
- ⑦ 地方自治体政府が住宅や基本設備を対象に行う市街地地籍管理に関する政策や規定を定める。
- ⑧ 基本衛生に関する政策や規定を定めると共に、基本衛生に関するプロジェクトを実施するための行動や資金の調達を促進する。

### 2. Viceministro de Vivienda y Asentamientos Humanos (住居政策次官)

- ① 社会政策の基本的な要素である住宅分野の発展を目指した政策や規定を提案する。
- ② 住宅の建設や改修を促すプログラムを提案し、その行動を調整する。
- ③ 住宅や社会構造物の建設に関する技術基準を定める。
- ④ 住宅や社会構造物を建設する企業を登録し、その運営に関する規定を提案する。
- ⑤ 大衆住宅を建設するための貯蓄信託システムの稼働を奨励する政策を提案する。
- ⑥ 地方自治体政府が市街地の住宅や基本衛生設備を対象にして実施する市街地籍管理の政策や規定を提案する。
- ⑦ 市街地整備のプログラムや行動に関する地方自治体政府の発意や実行を援護する。

### 3. Viceministro de Servicios Basicos (生活基盤整備次官)

- ① 基本サービスの開発に関する政策や規定を提案する。
- ② 基本サービスの設営の関する技術基準を普及させ、その適用を監視する。



- ③ 特に、農村部と低収入層の住民が住む都市周辺部を対象にした基本サービス設備を全国的に普及させる政策を促し、その行動を調整する。
- ④ 上下水道と固形廃棄物を取り扱うサービス業務の統制を提案する。
- ⑤ エネルギー・石油次官と調整しつつ、地方自治体が行う電気やガスの住宅配給の規定を提案する。
- ⑥ 基本サービスを住民が適切に利用するための教育や広報を行うプログラムを奨励する。
- ⑦ 基本サービス利用者の安全や権利を守る政策や規定を提案する。
- ⑧ Superintendencia de Aguas（水利監督局）が担当する規制基準を提案する。

### **I-2-15 Ministro sin Carter Responsable de Informacion Gubernamental**

#### **(政府広報担当無任所大臣)**

現政権は、1999年 6月21日発布の大統領令第 25437号をもって、下記の責務を有する政府広報担当無任所大臣を任命している。

- ① 中央政府のスポークスマンの責務を遂行する。
- ② 中央政府の広報システムを調整及び監督し、中央政府の政策や活動を国内外に公表する。

本無任所大臣は、社会情報局と Radio Illimani（国営イリマニ・ラジオ放送局）を管下に収めていると共に、Empresa Nacional de Television Boliviana (ENTV：国営テレビ局) の経営を監督している。

### **I-2-16 大臣直属の組織**

各大臣の業務を直接支援する直属の組織として、下記の職務を遂行する総括顧問、官房長、社会広報長と組織開発室が全省に配置されている。

#### **① Asesor General (総括顧問)**

局長の職級を持つ総括顧問は、大臣が指示する案件の検討、分析、処理や解決を担当する。

② Jefe de Gabinete (官房長)

室長の職級を持つ官房長は、大臣の日程の調整、立法権から要請された連絡事項や報告書の提出のフォローアップ、大臣が発信又は受信する書類の管理と監督、所轄省の渉外や儀典の調整などを担当する。

③ Jefe de Comunicacion Social (社会広報長)

室長の職級を持つ社会広報長は、情報を収集、編纂、発信して大臣、次官や局長の情報活動を支援すると共に、所轄省とその管下の機関や組織の活動に関する広報、所轄省と報道関係者の調整、所轄省に関する情報の記録、分析、系統化などを担当する。

④ Unidad de Desarrollo Organizacional (組織開発室)

室長に統率される組織開発室は、Sistema de Organizacion Administrativa (行政組織システム)、Reglamento Comun de Procedimientos Administrativos (行政手順共通規定)、Reglamento Comun de Comunicacion de los Ministerios (省間連絡共通規定)に関する支援や指導を行う他に職務手順手引書の作成、職務手順の設計、職務の簡素化とこれらを適用する方法や行政組織の評価と調整を担当する。

## **I-2-17 各省の総務局と法務局**

全省に共通した組織と役割を持つDireccion General de Asuntos Administrativos (総務局)と Direccion General de Asuntos Juridicos (法務局)が各大臣の直属の部署として配置されているが、その組織と局長の役割は下記の通りである。

### **I-2-17-1 Direccion General de Asuntos Administrativos (総務局)**

総務局には1人の局長と4部署(室)が配置されている。局長は、下記の職務を遂行する。

- ① 政府管理監督法第1178号に定める財政システムと財政外システムを所轄省で適用するよう、監督する。
- ② 省内の情報システムを監督し、その技術指導を行う。

- ③ 所轄省に提供されているサービス業務を監督する。
- ④ 大臣や次官の指示に従い、公共部門の人事管理基準にもとづいて省内職員の任命、昇格、解任の手続きを手配する。
- ⑤ 大臣と次官の特定の指示に従い、その権限範囲で大臣と副大臣の業務を支援する。

#### 総務局長管下の Unidades (室)

##### (1) Unidad de Programacion y Organizacion Administrativa (管理組織計画室)

管理組織計画室は、Sistema de Programacion de Operaciones (運営計画システム) と Sistema de Organizacion Administrativa (行政組織システム) の適用を担当し、所轄省の通信文書の送付や受付、図書室や文書保管室の組織化や監督を行うと共に、情報処理システムを管理する。

##### (2) Unidad de Recursos Humanos (人事室)

Sistema de Administracion de Personal (人事管理システム) と、場合によっては Sistema de Servicio Civil (民間奉仕システム) の適用を担当する。

##### (3) Unidad de Administracion (管理室)

Sistema de Administracion de Bienes y Servicios (資産・サービス管理システム) の適用と所轄省に提供される一般サービス業務の監督を担当する。

##### (4) Unidad Financiera (財務室)

Sistema de Presupuesto (予算システム), Sistema de Contabilidad Integrada (統一経理システム) と Sistema de Tesoreria y Credito Publico (国庫・公共融資システム) の適用を担当する。

#### I-2-17-2 Direccion General de Asuntos Juridicos (法務局)

法務局は1人の局長と2部署(室)が配置されている。局長は、下記の職務を遂行する。

- ① 法律に関して、大臣と次官を専門的に補佐する。
- ② 所轄省の管下にある法制度の規範化を促す。

- ③ 省令を登録し保管すると共に、法律に関する情報の整備や組織化を促す。
- ④ 所轄省の法律業務を調整し監督する。

#### 法務局長管下の Unidades (室)

##### (1) Unidad de Analisis Juridico (法制分析室)

- \* 法的な相談や要求に対応する。
- \* 規定案、契約原稿やその他に関して法的な判断を下す。
- \* 法的な計画書や提案書を作成する。

##### (2) Unidad de Gestion Juridica (法務管理室)

- \* 所轄省に提出された司法問題や法的な事柄について知る。
- \* 省令、契約書や法的な書類の作成を計画する。
- \* 所轄省が関係している訴訟問題に対応すると共に、省内の行政処分問題に対応する。
- \* Sistema de Bienes y Servicios (資産・サービスシステム) を管理する上で  
の法律面に対応し、それを処理する。

更に、大統領府は法令、大統領令、政令などを発行し、その原本を保管する業務を行うことより、上記の他に下記の Unidades (室) を備えている。

##### (3) Unidad de Archivo General (法文書総括保管室)

発布された法令、大統領令、政令、最高決裁令や大統領府省令の原本を夫々分類して系統的に保管する責任を持つ。

##### (4) Gaceta Oficial (官報室)

Gaceta Oficial de Bolivia (ボリヴィア共和国官報) の印刷、発刊、配布を行う責任を持つ。

### 1-3 Servicios Nacionales (国家業務局)

本項では、1-1-7項に示した国家業務局の概要を述べる。現政権は公法権を持つ12の国家業務局を設けている。国家業務局は、独自の組織構造、全国規模の権限

や責務を伴って特定の制度を運営し管理する各省の分離営業機関であり、局長は最高決裁令で任命され、各省の局長と同じ地位にある。機能的には大臣か次官の管下にあるが、この主従関係は、大臣や次官が国家業務局の日頃の業務を指揮するまでには至らず、規範的な事柄、目標、営業成績などを監督するに止まるものである、即ち、組織や運営の面では各省から独立した分離機関であり、各省や県庁の行政的な業務とは異なる特定の制度に関する業務を行う。

全ての国家業務局に共通する組織構造は、国家業務局の最高責任者であり、指揮や監督を行う Director Nacional (局長)、業務局の全体的な運営や業務を調整し、技術的な規範や運営面の規範を定める Consejo Tecnico (技術役員会)、全体的な補佐を行う Asesor General (総括顧問)、各営業部門の責任者である Directores Tecnicos (複数の技術部長)、管理部門の責任者である Director Administrativo (総務部長) と法律部門の責任者である Director Juridico (法務部長)、各部長の下で実際に業務を営む Jefes de Unidad (複数の課長)、技術的な規範や運営面の規範が履行されるように監視する Auditor Interno (内部監査官) で編成されている。総括顧問、総務部長、法務部長、内部監査官も全国的な責務を持って業務に携わる。

国家業務局の本部はラパス市にあるが、県や地方では Servicios Departamentales o distritales (管区業務局) に分権化され、夫々に管区長が任命される。管区業務局は、国家業務局が定める規範に従って、管区内の業務を運営し管理する責任を持っている。国家業務局の Direcciones Tecnicas (技術部) や Direcciones Distritales (管区業務局) は、四つ以下の Unidades (課) を設けることができるが、これ以上の課の設営は、最高決裁令を必要とする。夫々の各国家業務局の概要は、下記の通りである。

### **4-3-1 Servicio Nacional de Organización del Poder Ejecutivo (SNOPE)** **(政府行政組織局)**

大統領府の分離機関である政府行政組織局は、機能的には大統領府大臣の管下にある。政府行政組織局の任務は、中央政府や県庁の組織を整備するプロセスのフォローアップ、管理や評価を行って、このプロセスを促進することであり、具体的には下記を担当する。

## 政府行政組織局の主な業務

- ① 行政権の組織に関する法制度のフォローアップ、管理や評価を行う。
- ② 行政権の新しい機構や組織の開発に国の法律が適合するように、法律の現行化を提案する。
- ③ 中央政府、県庁や地方自治体政府の役割や権限を定めると共に、その連携や相互補完性を提案する。
- ④ 公共機関、分権機関や公営企業の組織の再編成プロセスを行政権組織法の定めに従って誘導し調整する。
- ⑤ 行政権を構成する各省、国家業務局、県庁、県業務局（管区業務局）、公共機関や公営企業、及びその他一般の機関や部署の組織や構造に関する技術的な指導や支援を提供する。
- ⑥ 行政権の組織の開発や改革のプロセスを促す政策、規範や行動を提案する。
- ⑦ 行政権の機構、機関や部署の組織と構造に関する法案の作成や手続きを決定する。
- ⑧ 行政権の制度的な役割や目的を適格で効果的に追求するためのその他業務。

### 1-3-2. Servicio Nacional de Migración (SENAMIG) (移民局)

内務省の分離機関である移民局は、内務大臣直轄の国家業務局であるが、機能的には内務・警察次官の管下にある。移民局の任務は、(a) 人々の出入国の流れを規制及び監督すると共に、出入国の登録を行う (b) 観光、商業、国際会議、特定目的や永住などの目的で入国し滞在する外国人を、在留外国人制度にもとづいて管理する (c) 外国人の帰化申請や手続きを処理する、旅券の発行や統制を管理する (d) 移民政策を検討するなどであり、具体的には下記を担当する。

#### 移民局の主な業務

- ① 在留外国人制度や移民制度に関する規範を内務大臣に提案する。
- ② 移民制度に関する国際条約の取決めや見直し、又は既存条約の違反について告発するよう、政府に提案する。
- ③ 移住者の受入れ計画に関する交渉に参加する。
- ④ 在留外国人制度や移民制度を管理する。

- ⑤ 永住権や在留権を与える、却下する、取り消す又は延長する。
- ⑥ 法律の定めに従って外国人の国外追放を決定する。
- ⑦ 避難民（亡命者）資格国際協定に従って、避難民に滞在許可証や旅行許可証を与え、それを管理する。
- ⑧ 帰化制度を、憲法に基づき且つ法律に従って、管理する。
- ⑨ 旅券を発行し、発行後の管理を行う。
- ⑩ 担当する制度や案件の決裁や処理を行い、その決裁や処理に対して行われる申請や訴えを解決する。
- ⑪ 必要な場合は、管理条例の発布をもって権限範囲の課題や事項を決定する。

### I-3-3 Servicio Nacional de Defensa Civil (SENADECI) (国民防衛局)

国民防衛局は国防省の分離機関であり、機能的には国防大臣の管下にある。国民防衛局の任務は、災害に備えた予防策を施し、自然現象や人的行為で災害が発生した場合は、災害地の予防処置や復旧、被災者の救出、医療救援、食糧援助、生活力回復などを組織して、災害の前中後に直ちに災害者を救援することにある。災害が発生した場合、国民防衛局は国内外の公共機関や民間組織の行動、作業や寄付金、及び国民のボランティア活動や支援活動を調整し監督する。具体的には下記を担当する。

#### 国民防衛局の主な業務

- ① 被災者の損害、負傷や罹病などを軽減する。
- ② 被害の危険に対する予防策や被災者に直ちの救援を施す準備策を定める。
- ③ 被災者を救出、保護し世話するために緊急行動、医療救援や食糧援助を提供すると共に、破壊した基本構造物の復旧を行う。
- ④ 被災者や被災地の秩序ある早急な回復を図るために、適切で実現可能な環境を作り出す。
- ⑤ Sistema de Defensa Civil (国民防衛システム) を普及させるプログラムを提案し実施すると共に、災害の際に国民が取らなければならない行動や責任について、国民を教育訓練する。
- ⑥ 災害の防止、災害の備えた対策、災害対策の修正や災害地の復旧に関する協力活動について、他の国家機関、県や地方（郡や自治体）、及び国際協力機関と調整する。

- ⑦ 災害援助の物資や資金を迅速で効果的に配給すべく、友好諸国政府や国際機関が与える援助を調整し管理する。
- ⑧ 災害前後の対策について効率的に対応すると共に、被災者や被災地の復旧に関する全ての特定活動を展開するための運営組織を設ける。

#### **I-3-4 Servicio Nacional de Impuestos Internos (SI) (国税局)**

大蔵省の分離機関であり、機能的には税務政策次官の管下にある国税局は、国内税を徴収する、納税者の義務の遂行を監視する、税額の申告漏れや脱税を知り、これに関する法的処置や裁判を行うなどがその主な任務である。国庫の資金政策に従って税収目標額を達成する責任者でもある。国税局は、法令第 843号及び第1606号とその関連法規に従って任務を遂行するが、具体的には下記を担当する。

##### **国税局の主な業務**

- ① 国内税の徴収と監督について納税法が与える権限を行使しつつ、国内税制を管理する。
- ② 管理する法制度の範囲で管理条例を發布すると共に、納税法を適用するための納税基準、税金管理基準や関連規則を策定し承認する。
- ③ 提起される要請や訴えを知り、現行の規範に従って解決する。
- ④ 国税局の発展や業務の展開に直接関係する合意、契約、協定やその他全ての法的行為を行う。
- ⑤ 国際機関や国際協力機関と関係を保つ。
- ⑥ 業務部署の運営や納税者との関係を統制する指示や手順を發布する。
- ⑦ 納税者の義務に関する認識を普及させ、義務の履行を促す。
- ⑧ 国民に納税義務の自覚喚起を促し、納税者層を拡大する。
- ⑨ 国税局の任務を効果的に果たすために、法規類が与える権限や義務を遂行する。

#### **I-3-5 Servicio Nacional de Aduanas (SNA) (関税局)**

大蔵省の分離機関であり、機能的には国税局と同じく税務政策次官の管下にある関税局は、全国規模で国を代理して、商品や物資の入国や出国を意味する対外貿易を



統制、管理、監視、監督する、対外貿易に課される関税や国内税の徴収と監督を行う、関税法の違反や密輸の防止、取締り、処置や懲罰などを実行することを主な任務としており、具体的には下記を担当する。

#### 関税局の主な業務

- ① 税関業務の提供、統制、管理や監督を通じて、国の関税制度を管理する。
- ② 関税規範、関税局管理規範やその他の規則を策定する。
- ③ 対外貿易に課される関税や国内税の徴収、管理や監督を行う。
- ④ 脱税や密輸、及び関税制度に違反するその他の行為を防止、取締り、処置、懲罰する。
- ⑤ 関税業務に直接関係する合意、協定やその他全ての法的な行為を行う。
- ⑥ 関税局の決裁や処置、及び対外貿易に関して提起される要請や訴えを知り、それを解決する。
- ⑦ 他国の関税局、国際機関や国際協力機関と関係を保つ。
- ⑧ 関税局の任務を効果的に果たすべく、法規類が与える権限や義務を遂行する。

#### I-3-6 Servicio Nacional de Patrimonio del Estado (SENAPE) (国家資産局)

大蔵省の分離機関であり、機能的には財務・公債次官の管下にある国家資産局は、Sistema de Administracion de Bienes y Servicios（資産・サービス管理システム）に従って、国が所有する不動産、車両や機材などの動産、調査や研究の成果、プロジェクト、知的所有権や著作権などを確認、目録作成、評価、登録して公共資産を管理する責任を持っており、具体的には下記を担当する。

#### 国家資産局の主な業務

- ① 国家資産の登録、保存や法的整備のプロセスに関する規範や手順を策定し、その履行を監視する。
- ② 国が所有する不動産、車両、機材、調査研究や計画の成果、知的所有権や著作権などの定量化できる又は定量化できない公共資産の登録を行う。
- ③ 国の資産の全国的な登録、フォローアップや管理を行うための一般情報統一システムを設計、補完、整備する。

- ④ 国家機関が保有する資産の所有権に関するフォローアップや監督を行い、国家資産の法的な整備プロセスを促す。
- ⑤ 国家機関が保有する資産の法的な整備プロセスを適用し、それを履行させる。
- ⑥ 国家資産を管理する公務員を常に訓練する。
- ⑦ 公共資産に関する情報を全ての国家機関や部署及び全国民に知らせるべく、公共資産に関する現行化された情報を維持する。

### **I-3-7 Servicio Nacional de Administracion de Personal (SNAP) (人事管理局)**

大蔵省の分離機関であり、機能的には予算・会計次官の管下にある人事管理局の任務は、Sistema de Administracion de Personal（人事管理システム）を適用すると共に、国家機構の改革に合わせて民間人奉仕制度、公務員資格制度、公務員キャリア制度を開発し、公務員の育成を促すことにある。具体的には、下記を担当する。

#### **国家人事管理局の主な業務**

- ① 大蔵省を代理して、1990年 7月20日付法令第1178号に定める範囲で人事管理システムとその基準を実施する。
- ② 憲法第43条と第44条の定めに従い、Ley de Estatuto de Funcionario Publico（公務員資格法）を策定すると共に、公務員キャリア制度の設定を促す。
- ③ Sistema Nacional de Registro Personal de la Administracion Publica（公務員登録システム）を管理する。
- ④ 現行の法制度に従って Sistema Nacional de Capacitacion de la Administracion Publica（公務員訓練システム）を導入する。
- ⑤ 公共機関の運営を継続的に改革し改善するための戦略や手段として、民間人奉仕プログラムの導入、奨励や管理を行う。
- ⑥ Sistema de Administracion Personal（人事管理システム）の制度的な開発を促し、国家機関の開発プロセスを必要に応じて現行化する。
- ⑦ 公務員の勤続年数評価制度を管理する。
- ⑧ Sistema de Porgramacion de Operaciones（業務計画システム）とSistema de Organizacion Administrativa（運営組織システム）に関連させた人事管理システムの実施を調整する。

- ⑨ 国家人事局の役割を果たすための他の権限や責務を遂行する。

### 1-3-8 Servicio Nacional de Registro de Comercio (SENAREC) (商業登録局)

経済開発省の分離機関であり、機能的には産業・貿易次官の管下にある商業登録局の任務は、商業法の規定に従って商業経営者の登録、商業行為や商業契約の登記、金融会社や保険会社を除いた株式会社や合併会社の定款や登録を承認すると共に、商業活動に従事する者に法的な安全性を保証する、及び善意の原則に従って商業登録を総合的に管理することであり、具体的には、下記の部門や業務を担当する。

#### 担当部門

##### (1) 商業許可

国の法的秩序に従うと、商業活動に従事する全ての自然人と法人は、その日常的な活動を合法的に行うためには、該当の営業許可を取得する義務があるが、商業登録局は、この義務の遂行を監督する。

##### (2) 商業行為

商業活動に従事する全ての自然人と法人は、商業法が商業行為、商業契約や商業書類の登録を義務づけているものに付いては、商業登録局に登録しなければならない。この条件に欠けると、第三者に対して商業権を主張することができない。この義務は、ジョイントベンチャーの契約にも適用される。

##### (3) 株式会社

金融会社や保険会社を除く、株式会社や半官半民会社の登録と営業許可、及び商業法第 443条以降の定めに従った営業行為の監視と監督は、商業登録局の担当である。更に、これらの会社は、必要に応じて、政府の専門機関から現行法規に従った監査を受ける。

#### 商業登録局の主な業務

- ① 商業活動に従事する自然人や法人に営業許可を与えると共に、その更新を定期的に行う。

- ② ジョイントベンチャー（共同リスク）の契約も含めた商業行為、商業契約やその他の商業書類を商業法第29条の定めに従って登記する。
- ③ 権限範囲の登録や管理業務に関する技術的な規範を定める。
- ④ 国家商業登録局の職務手順マニュアルや利用者手引書を作成し、その都度現行化する。
- ⑤ 無登録又は無許可で行われた商業行為、及び法律に定める行動や書類の登記を怠って行われた商業行為を処罰する。
- ⑥ 法律で要求される条件を満たさない営業許可申請や登記申請を却下する。
- ⑦ 株式会社の設立定款、定款の修正、合併、倒産、解散や業種変更を商業法第444号の定めに従って承認する。
- ⑧ 金融会社や保険会社を除く、合法的に設立された株式会社の登録を承認し、それら株式会社の行動や経営を監督する。
- ⑨ 商業登録局の目的や役割を適切で効果的に達成するためのその他の業務。

### **1-3-9 Servicio Nacional de Propiedad Intelectual (SENAPI) (知的所有権局)**

経済開発省の分離機関であり、機能的には産業・貿易次官の管下にある知的所有権局の任務は、知的所有権を譲与、登録、保護することであり、産業所有権制度と著作権制度を総合的に管理し適用する国家当局者をなしている。下記の部門や業務を担当する。

#### **担当部門**

##### **(1) 産業所有権制度**

商標 [社標、商標、会社のモットー、商品名や商品スローガン、原産国の商品名や商標]、発明や新技術 [発明、ユティリティー・モデル、工業デザイン、地形図などの図案、集積回路(IC)]、工業秘密や商業秘密などの登録、独占権の譲与や特許の保護を行う。

##### **(2) 著作権制度とその関連制度**

オリジナルな科学的、芸術的又は文学的な作品やコンピュータのソフトなどの著作権を登録し、その財産的な価値や道徳的な権利を保護する。

## 知的所有権局の主な業務

- ① 知的所有権者に独占権を与え、その権利に法的な安全性と保護を与える。
- ② 知的所有権とその保護に関する法制や国際協定の履行を監視する。
- ③ 知的所有権の申請を受け、処理や登録を行うと共に、権利の譲与又は却下を行う。
- ④ 知的所有権の登録を行い、その台帳を維持する。
- ⑤ 知的所有権に関する戦略や政策、及びその開発を目指した計画やプログラムの実施を調整する。
- ⑥ 政府の指示に従い且つ外務・宗務省と調整しつつ、知的所有権に関する全ての国内交渉や国際交渉に、国を代表して参加する。
- ⑦ 知的所有権に関する登録の申請、通知や決裁をポリヴィア国官報で発表する。
- ⑧ 知的所有権に関する規範や規定案を作成し提案する。
- ⑨ 知的所有権に関する抗議、撤回、解消、和解、仲裁などの訴えやプロセスを知り、これを解決する。
- ⑩ 知的所有権制度に対する違反を知り、行政的な解決や懲罰を与える。
- ⑪ 知的所有権を保護するための対策を適時に適用すべく、行政当局者や司法当局者と調整する。
- ⑫ 国内の大学、工業部門、学術団体や技術研究組織などと調整しつつ、知的所有権局が担当する分野の規範的な開発や技術の移転を促す。
- ⑬ 知的所有権を最適に保護する調整機構や協力機構を定めるために、知的所有権保持者を代表する組織や団体の積極的な参加を促す。

尚、植物品種の改良や新品種の開発に関する権利の保護については、産業所有権や特許権の制度とは異なる特別の認定・登録制度が適用される。この制度の適用と管理は、農牧業・農村開発省の管下であり、新品種が得られた場合、同省の担当部署は、この分野に関する国内法、国際条約やカルタヘナ協定委員会決議第 345号などの国際的な基準を適用して新品種を認定する。このために、農牧業・農村開発省は、この制度を担当する部署を設営すると共に、制度を運営する機構を定める。認定された新品種の権利をお互いに保護するために、農牧業・農村開発省の担当部署は、その認定と登録を国家知的所有権局に通知しなければならない。

### **I-3-10 Servicio Nacional Técnico de Minas (SETMIN) (鉱山技術局)**

経済開発省の分離機関であり、機能的には鉱業・冶金次官に服従する鉱山技術局は、鉱区の設定、管理や統制、鉱山開発権の手續きに関する技術的な支援、鉱山地籍簿の作成と現行化、鉱山登録の管理、鉱山開発許可料の徴収と監督などを行って鉱業分野の開発を促すと共に、鉱山官報の発刊、Superintendencia de Minas（鉱山監督局）や鉱山事業主に対する技術的な支援を行う。具体的には、下記を担当する。

#### **鉱山技術局の主な業務**

- ① 世界測地システム WGS-84 の衛生測地技術を採用してメルカトル図法で作成した縮尺 1/50000と 1/100000 の鉱山地図の上に、鉱山区画を設定する。
- ② 鉱山関係の技術機関として、鉱山訴訟問題に関する情報を提供する。
- ③ 電算処理による全国規模のデータ・バンク、鉱山情報や鉱山書類の保管、文書ファイルの維持と保管を行う。
- ④ 鉱山区画にもとづいて租借した鉱区や鉱山事業主別に租借した鉱区の地籍簿を作成し、それを毎年現行化する。
- ⑤ 鉱業に関する全ての活動や契約を登録する Registro Minero（鉱山登録）を組織し維持する。
- ⑥ 鉱山登録にもとづく租借鉱区や鉱山契約に関する証明書を発行する。
- ⑦ 鉱山地籍図を常に維持し現行化して、既に租借されている鉱区や租借手続中の鉱区を含めた鉱山地籍簿を作成する。
- ⑧ 鉱山開発許可料金の支払いを監督する。
- ⑨ 全国紙である鉱山官報を毎月又は毎年発行する。
- ⑩ 鉱山法や他の法規が与える権限を行使する。

### **I-3-11 Servicio Nacional de Telecomunicaciones Rurales (SETATER) (農村電信局)**

経済開発省の分離機関であり、機能的には運輸・通信・航空次官に服従する農村電信局の任務は、地理的、技術的又は市場的な問題より、電気通信の手段が他に存在しない農村地域に電気通信を提供し操業する目的を持つ農村電信特別制度を管理することにある。国家農村電信局は、ENTEL SAM（電話通信公社）や他の電気通信サービスが提供されている地域でサービスを競合してはならない。具体的には、下記を担当する。

## 農村電信局の主な業務

- ① 農村電信網と中継地を設営し、これを操業する。
- ② 農村電信サービスに採用される高周波（H.F.）電波のシステム、技術や設備を決定すると共に、機材の更新や近代化を行う。
- ③ 管下にある農村電信網の料金システムをSuperintendencia de Comunicaciones（通信監督局）に提案する。
- ④ 必要に応じて、農村電信サービスの営業所を現行法規に従って開所する又は閉所する。
- ⑤ 国家農村電信局が導入する技術協力の手続きを、運輸・通信・航空次官に提案する。
- ⑦ 農村電信局の管下にある電信網の拡張を行うために、国内の機関や組織との間の協定の締結を促す。
- ⑥ 農村電信局の内部案件や農村電信特別制度に関する管理条例を発布する。

## I-3-12 Servicio Nacional de Areas Protegidas (SERNAP) (保護地域局)

持続開発・企画省の分離機関であり、機能的には環境・自然資源・林業開発次官の管下にある保護地域局の任務は、国の管下にある自然公園や保護地区の野生動植物、遺伝資源、自然生態、河川流域、科学的又は社会経済的に価値のある資源、景観、歴史的遺産などを環境法に従って保護し保存すると共に、保護地域の総合的な管理を保証する Sistema Nacional de Areas Protegidas（国家保護地域システム）を組織し、その運営を調整することであり、具体的には下記を担当する。

## 保護地域局の主な業務

- ① 国家保護地域システムに編入されている保護地域を総合的に管理する政策や規定を提案する。
- ② 国家保護地域システムに編入されている全国の保護地域の総合的な管理を企画、実施、監督する。
- ③ 保護地域の生物多様性、科学的又は社会経済的に価値のある資源、景観、歴史的遺産などの保存を保証する。

- ④ 国家保護地域システムに編入されている保護地域内の活動を規制する基準を定めると共に、管理計画にもとづいて設定された保護地域の等級、区画や規制に従って、その活動を監督する。
- ⑤ 地域内の伝統的な部落や原住民族を保護地域の管理に優先して参加させる。この参加は、利益追及団体ではない公共機関や民間組織にも呼び掛けることができる。
- ⑥ 生物多様性の保存、科学的な研究、生態調査や生態観光などの目的で保護地域を利用する際の許可を与える。
- ⑦ 保護地域内の生物多様性の保存や保護、科学的な研究、レクリエーション、教育活動や生態観光などを奨励する。
- ⑧ 保護地域の目的、重要性や効果などに関する広報や環境教育を促す。
- ⑨ 国家保護地域システムのマスタープランを国家戦略に従って設計する。
- ⑩ 県や地方自治体の保護区域、生態緩衝地域や生態系連絡地帯の保護を奨励し、その調整を行う。
- ⑪ 各部門間で保護地域を総合的に管理するための調整機構を定める。
- ⑫ 保護地域の生物多様性の保存と持続的な利用を目指した総合管理を保証するために、国民や国家機関の参加プロセスを定める。
- ⑬ 保護地域局の任務を効果的に果たすためのその他権限を行使する。

#### **I-4 中央政府の分権機関や公営企業**

中央政府は、前項に示した種々の国家業務局の他に、各省を通じて以下に列挙する分権機関や公営企業を管理している。

##### **I-4-1 Presidente de la Republica (共和国大統領)**

###### 分権機関

Fondo de Inversion Social (FIS)	(社会投資基金)
Fondo Nacional de Medio Ambiente (FONAMA)	(国家環境基金)
Fondo Nacional de Desarrollo Campesino (FNDC)	(国家農民開発基金)
Fondo Nacional de Desarrollo Regional (FNDR)	(国家地方開発基金)
Fondo Nacional de Vivienda Social (FONVIS)	(国家社会住宅基金)



## **1-4-2 Ministerio de Presidencia (大統領府)**

大統領府は、管下に直接的な分権機関や分離機関は有していないが、上述した共和国大統領の分権機関である各種基金の運営を監督している。

## **1-4-3 Ministerio de Defensa Nacional (国防省)**

### 分権機関

Servicio Nacional de Aerofotogrametria (SNF)	(国家空中写真測量業務局)
Servicio Nacional de Hidrografia Naval (SNHN)	(国家海軍水路学業務局)
Comando de Ingenieria del Ejercito (CO-ING)	(陸軍技術部隊)
Accion Civica Nacional (AC-NAL)	(国家市民救援活動局)
Servicio Geodesico de Mapas (SE-GEOMAP)	(地形図測量業務局)

### 社会保障機関

Corporacion de Seguro Social Militar (COSSMIL)	(軍人社会保障公団)
--	------------

### 公営企業

Transporte aereo Militar (TAB)	(空軍空輸会社)
Corporacion de las FF. AA. para el Desarrollo Nacional y sus Empresas Asociadas (COFADENA)	(軍部国家開発公団及び関連企業)
Empresa Agricola Bermejo (EMABE)	(ベルメホ農業会社)
Empresa Nacional Automotriz (ENAUTO)	(国営自動車会社)
Empresa de Explotacion Hidraulica (EMPEXHIDRA)	(水資源開発会社)
Complejo Industrial Militar (CIM)	(軍事工業複合体)
Fabrica Nacional de Explosivos y Accesorios (FANEXA)	(爆薬・備品工場)
Quimica Basica Boliviana (QUIMBABL)	(ポリヴィア基礎化学)
Empresa Naviera Boliviana (ENABOL)	(ポリヴィア船舶会社)

## **1-4-4 Ministerio de Hacienda (大蔵省)**

### 分権機関

Secretaria Ejecutiva de la PL-480 (PL-480)	(PL-480執行事務局)
Instituto Nacional de Estadistica (INE)	(国家統計局)

#### ~~1-4-5 Ministerio de Desarrollo Economico (経済開発省)~~

##### 分権機関

Servicio Nacional de Caminos (SNC)	(道路公団)
Servicio Nacional de Geologia y Minería (SERGEOMIN)	(鉱山地質業務局)
Servicio al Mejoramiento de Navegacion Amazonica (SENEMA)	(アマゾン流域航路改善業務局)
Superintendencia General de Minas (SGM)	(鉱山監督局)
Administracion de Aeropuertos y Servicios de Navegacion Aerea (AASANA)	(空港管理・航空管制局)
Instituto Boliviano de Pequena Industria y Artesania (INBOPIA)	(ポリヴィア手工芸・小規模企業局)
Instituto de Asistencia Tecnica (SAT)	(技術指導業務局)

##### 公営企業

Corporacion Minera de Bolivia (COMIBOL)	(鉱山公社)
Yacimientos Petroliferos Fiscales Bolivianos (YPFB)	(石油公社)
Empresa Nacional de Electricidad (ENDE)	(電力公社)
Empresa Nacional de Ferrocarriles (ENFE)	(国営鉄道公社：国鉄)
Empresa Subsidiaria Metalurgica Vinto (VINTO)	(鑄造公社)
Empresa Correos de Bolivia (ECOBOL)	(郵便公社)

#### ~~1-4-6 Ministerio de Educacion, Cultura y Deportes (教育・文化・スポーツ省)~~

##### 分権機関

Academia Nacional de Ciencias (ANC)	(国立科学アカデミー)
Museo Nacional de Historia Natural	(国立自然史博物館：科学アカデミーが管理している)
Comite Olimpico Boliviano (COB)	(ポリヴィア・オリンピック協会)

#### ~~1-4-7 Ministerio de Salud y Prevision Social (保健・年金省)~~

##### 分権機関

Instituto Nacional de Seguros de Salud (INASES)	(国立健康保険局)
---	-----------

Loteria Nacional de Beneficiencia y Salubridad

(LONABOL)

(国営保健・社会福祉宝クジ)

Instituto Boliviano de la Ceguera

(ボリヴィア盲目院)

Comite Nacional de Persona Discapacitada

(国家身障者委員会)

Instituto Nacional de Laboratorio de Salud (INLASA)

(国立保健試験所)

社会保障機関

Caja Nacional de Salud (CNS)

(国営保健金庫)

Caja Petrolera de Salud (CPS)

(石油労働者保健金庫)

Caja Bancaria de Salud (CBS)

(金融労働者保健金庫)

Caja de Salud del Servicio Nacional de Caminos

(CSSNCA)

(道路公団保健金庫)

**I-4-8 Ministerio de Trabajo y Microempresa (労働・小規模企業省)**

分権機関

Instituto Nacional de Investigaciones socio  
Laborales

(国立社会労働研究所)

Instituto Nacional de Cooperativa (INALCO)

(国立協同組合協会)

**I-4-9 Ministerio de Agricultura, Ganaderia y Desarrollo Rural**

(農牧業・農村開発省)

分権機関

Servicio Nacional de Control de Fiebre Aftosa, Rabia y Bruselosis

(SENARB)

(アフト熱病・狂犬病・ブルセラ熱病対策業務局)

Fondo Nacional de Desarrollo Alternativo (FONADAL)

(国家代替開発基金)

Centro de Investigacion Agricola Tropical (CIAT)

(熱帯農業研究センター)

**I-4-10 Ministerio de Desarrollo Sostenible y Medio Ambiente (持続開発・企画省)**

分権機関

Servicio Nacional de Meteorologia e Hidrologia (SNMH)

(気象・水理観測局)

Instituto Nacional de Reforma Agraria (INRA)

(国家農地改革院)

Instituto Boliviano de Ciencia y Tecnologia (IBTEN)(ポリヴィア科学技術院)  
Programa Ejecutivo de Rehabilitacion de Tierras (PERTT)  
(タリハ盆地土地復旧実行プログラム)

**1-4-11 Ministerio de Comercio Exterior e Inversion (貿易・投資省)**

分権機関

Administracion de Servicios Portuarios - Bolivia (ASP-B)  
(ポリヴィア港湾業務管理局)  
Sistema de Ventanilla Unica de Exportaciones (SIVEX)  
(輸出手続統一窓口システム)  
Centro de Promocion Bolivia (CEPROBOL) (ポリヴィア振興センター)

**1-4-12 Ministerio de Vivienda y Servicios Basicos (住居・生活基盤整備省)**

分権機関

Consejo Nacional de Vivienda Policial (COVIPOL) (国家警察住宅委員会)

**1-4-13 Ministro sin Cartera Responsable de Informacion Gubernamental**

**(政府広報担当無任所大臣)**

分離機関

Radio Illimani (国営イリマニ・ラジオ放送局)

公営企業

Empresa Nacional de Television Boliviana (ENTV : 国営テレビ局)

**1-5 Sistema de Administracion y Control (管理・監督システム)**

大衆参加法と行政地方分権化法の施行と、それに伴う中央政府の規模の縮小を通じて国の近代化が進められているが、行政権の政策、方針、計画、運營業務、サービスやプロジェクトなどの立案、企画や実施の手順を統一して適時に履行すると共に、それらの業務を行う際の国家資金の効果的な確保と使用を計画、組織、実施、監督

するために一連の管理システムや監督システムが定められている。これらのシステムは、下記の如く区別することができる。

#### A. 国家企画システムと国家公共投資システム

業務計画システム、行政組織システム、予算システム、国庫システムを毎年運用するために予算の作成、国庫財政の策定や公共債務の策定に於いて単一性と統一性を確保しつつ、各機関の目標、戦略的な計画、公共投資案件や中長期計画、通貨政策、収入、資金の調達などを互いに適合させ統一するシステムであり、国家企画システムは持続開発・企画省が管理し、公共投資システムは大蔵省が管理している。

#### B. 行政管理システム

(1) 公共部門の政策、計画、業務提供やプロジェクトの履行と調整を適時に行うために公共資金の効果的な確保と使用を計画、組織、実施及び監督する、(2) 財務報告書や財政状態の妥当性を促し、適時で信頼のおける財務情報を備える、(3) 全ての公務員がその職級に関係なく、任された国家資金の使用目的、使用方法や成果について報告や精算を行い、各自の行為に全面的な責任を負う、(4) 国家資金の不適當な使用を防止し、不適當な使用が行われた場合は、それを確認し実証する管理機能を備えるなどを目的にしている一連のシステムであり、大蔵省が管理している。

#### C. 政府監督システム

上記の行政管理システムの連携の効率を図る他に、特に国家企画システムと公共投資システムで定める政府の政策や計画を念頭に置いた上で、各公共機関の年度業務の結果を評価するシステムであり、共和国会計検査院が管理している。

これら一連のシステムは、大統領府 (Presidencia de la Republica)、副大統領府 (Vice-Presidencia de la Republica)、各省、会計検査院、選挙委員会、ポリヴィア中央銀行、銀行・保険監督局、国営の金融機関、ポリヴィア国軍、国家警察軍、公立大学、州政府、地方自治体政府、公営の組織や企業、及び財産や株の大半を国が保有する半官半民の機関や企業で適用されなければならない。立法権や司法権の各部署も夫々の目的、計画や政策を実施する際に、3権の分立と3権の間の調整を計りつつ、これらのシステムを適用することになっている。夫々のシステムの概要を以下に示す。

## I-5-1. Sistema Nacional de Planificación (SISPLAN) (国家企画システム)

持続開発・企画省が管理する国家企画システムは、中央政府、県庁や地方自治体政府が国の開発政策を定め、その開発に要する資金の調達手段を合理的に決めるための一連の基準や手順を定めるものである。中央政府、県庁、地方自治体政府と夫々の組織や機関は、短中長期の開発を計画して、その資金を調達する行政的、技術的及び管理的な業務の面で本システムを履行しなければならない。本システムは、下記の目的を持っている。

- ① 開発計画の作成を導く基準や手順を定めて、開発計画に関する企画プロセスを制度化する。
- ② 資金の合理的な利用を組織し、国の持続的な発展を促す公共政策の手段として中央政府、県庁及び地方自治体政府が行う中長期開発計画やプログラムの策定を保証する。
- ③ 中央政府、県庁及び地方自治体政府の間の各種の中長期開発計画やプログラムの両立性を確保すると共に、国家社会経済総合開発プランの方針とこの中長期計画やプログラムの適合性を確立する。
- ④ 中長期開発計画やプログラムを定め、それによって年間投資計画の方針を決定する。
- ⑤ 中長期開発計画やプログラムにもとづいて、公共投資システム、業務計画システム及び予算システムの活動を決定する。
- ⑥ 投資に関する参考情報を民間に提供し、民間投資に適した環境を作り出す。
- ⑦ 緊急を要する国民社会の様々な需要に最適に対応するために、国家業務を系統化し、その需要に対応する。
- ⑧ 国家社会経済総合計画の目標を達成するために、国民社会の様々な行為者の積極的な参加を促して国の企画活動を調整し、開発計画やプログラムを国の現実に継続的に適合させる機構を定める。

企画システムは他の管理システムと関連するが、Sistema Nacional de Inversion (国家投資システム)、Sistema de Programacion de Operaciones (国家業務計画システム)と Sistema de Contabilidad Integrada (統一経理システム)と特に関連している。

## **1-5-2 Sistema Nacional de Inversion Publica (SNIP) (国家公共投資システム)**

国家公共投資システムは、社会・経済的に適切と見られる国家、県及び地方自治体の種々の開発案件に対する夫々の公共投資を計画し、夫々の投資計画の評価と優先順位を定めた上で、資金を調達して開発案件を実施するために、関係機関が夫々連携し調整しなければならない一連の基準、手段や手順を定めるものであり、公共投資を行う全ての公共機関はこのシステムを守らなければならない。本システムは、下記の目的を持っている。

- ① 国の投資金を適切に割り当てて管理し、社会・経済的に大きな便益を得る。
- ② 公共機関が公共投資計画を進める際に適用しなければならない計画の策定、評価、実施方法、特性や基準を定める。
- ③ 国内外の資金を確保した公共投資計画を国家総予算に組み込むための手順を定める。
- ④ 中央政府と他の公共機関が公共投資計画に対して行う協調融資の手順を定める。
- ⑤ 適時で現行化され、且つ信頼のおける公共投資情報を備える。
- ⑥ 国家公共投資システムと国家企画システムその他の常時の調整や補完性を確保する。

本システムは、特に国家企画システムと業務計画システムに関連している。

### **1-5-2-1 Sistema de Informacion sobre Inversiones (SISIN) (投資情報システム)**

投資情報システムは、国家公共投資システムの一部をなし、各公共投資計画の一般的な条件、資金源や資金状態、耐用年数などに関する情報を収集、蓄積、処理して報告するものであり、公共部門の投資計画は、全てこのシステムに編入されなければならない。

## **1-5-3 業務の計画や組織を管理するシステム**

### **1-5-3-1 Sistema de Programacion de Operaciones (業務計画システム)**

業務計画システムは、各公共機関が定めた戦略的な目標やプランの中の特定業務を

国家企画システムで設定された政策、プランや実行時期に従って実施すると共に、特定業務を実施するための手段、手順や資金などの導入を系統化するものである。この業務計画は、業務自体の運営と先行投資や本格投資を含めた総合的なものでなければならない。特定業務に対する投資は、国家公共投資システムの基準に従った部門政策や地方政策と両立したものでなければならない。下記の目的を持つ基準が定められている。

- ① 全ての公共機関が業務計画システムを確実に運用するための一連の原則や手順を定める。
- ② 公共機関が業務計画システムに従って或る特定の規則や規定を作成する際に、その組織、運営や内部管理などの方法や手順を提供する。
- ③ 各機関が年度予算案を作成するための主な要素を提供する。
- ④ 他の管理・監督システムとの相互関係を定める。

本システムは本項目に述べる全システムと関連している他、業務年度の目標を定め、各種業務を設定すると共に、各種業務の間の両立性や適合を図ることを目的にした *Subsistema de Elaboracion de Programa de Operacion Anual*（年度業務計画作成サブシステム）と、業務計画の達成度を確認し、その成果を評価すると共に必要に応じて業務計画の修正を行うことを目的にした *Subsistema de Seguimiento y Evaluacion de la Ejecucion del Programa de Operacion Anual*（年度業務計画実施状態追跡・評価サブシステム）を備えている。

### **I-5-3-2 Sistema de Organizacion Administrativa (行政組織システム)**

行政組織システムは、公共部門の行政規範、各機関の戦略的計画や年度業務計画に従って各機関の組織構造を調節し、各機関の目標の達成を促す一連の規則、基準や方法を定めている。本システムの目的は、社会、経済、政治や技術の変革に適応して利用者に最良の公共業務を提供するために、国家の組織構造を最適化することにあるが、特に下記の目的を持っている。

- ① 利用者が満足する公共業務を実施する。
- ② 業務の重複や分散を避ける。
- ③ 各部署の権限や責務を定める。



- ④ 内部の連絡や調整を最適に行って目標を達成するための組織構造を提供する。
- ⑤ 高い生産性と経済効率を達成するために機関の運営を簡素化し活発化する。

本システムは、特に業務計画システム、人事管理システム及び政府監督システムと関連している。

### 1-5-3-3 Sistema de Presupuesto (予算システム)

予算システムは、政府政策の優先順位に従って各会計年度の予算額の算定と資金源の予定を行うと共に、業務計画システムと行政組織システムで確認された必要性に応じた資金の割り当て、公共部門の目的や目標を達成するための一連の原則、政策、基準、方法や手順を定めるものであり、そのために、公共機関が予算面に関して必ず採用しなければならない判断規準、組織、権限、責任や行動を規定する。本システムは、他の全システムと関連している。尚、公共機関は予算に関する下記の一般規定に従わなければならない。

- ① 税収、社会保障分担金、還元税、国庫振替金などに由来した資金を得る政府機関の支出予算は、これらの資金、自己資金や適格に導入する融資金などで構成される収入予算の限度枠に合わせるものとする。投資予算を運営予算に振り替えることはできない。
- ② 独自の資産を所有し、収入予算を商品やサービス業務の販売のみに頼っている独立採算機関は、運営経費、投資を行うための自己負担金や債務サービス料（借金の元本、利子や手数料）を自己の収入で賄うものとする。機関の支出予算は、運営経費と投資を区別しなければならない。
- ③ 中央銀行、政府の金融組織や銀行監督局の監督を受ける公営の金融機関の予算には、運営経費や金融投資以外の投資も示さなければならない。
- ④ 上述した独立採算機関、中央銀行、政府の金融組織や銀行監督局の監督を受ける公営機関は、夫々の予算限度内での予算修正、項目変更や振り替え、更には負債、準備金、増資、純資産収入やその他の負担金を賄った後の純利益に関する規定も含めて、政府が各機関の活動の種類や性格に合わせて定める政策や基準を全うしなければならない。

## **I-5-4 計画された業務の実施を管理するシステム**

### **I-5-4-1 Sistema de Administracion de Personal (人事管理システム)**

人事管理システムは、公共業務の効率の向上を目指して実際に必要なポストとそのポストに就くための条件や資格を定める、勤務評価制度や報酬制度を導入する、公務員の適性や能力を開発する、及び公務員の退職や解雇に関する処理手順を定めるものであり、各機関の目標を達成するために公共職務を規制して人的資源に関する政策や管理方法を統一すると共に、公務員の能力向上を行うための規範、原則、手順、方法や技術を定めている。本システムは、下記のサブシステムを備えている。

#### **(a) Subsistema de Programacion de Puestos (ポスト補充計画サブシステム)**

社会のニーズに従って機関の目標を達成するために人事需要を満たす目的をもっており、各機関の行政組織システムがその業務計画に従って必要と判断する部署のポストを適時に準備するシステムである。

#### **(b) Subsistema de Dotacion de Personal (人事配置サブシステム)**

機関が必要とする能力を持つ人物を近代的、透明、客観的な募集や人選を行うプロセスを用いて選抜し、ポスト補充計画準システムで設定されたポストに適時且つ効果的に配置して、機関に適した有能な公務員を提供するシステムである。

#### **(c) Subsistema de Evaluacion del Desempeno (勤務評価サブシステム)**

公務員の職場能力、経済性や効果を定めると同時に、その潜在力や欠点を知るために公務員の勤務状態を客観的に評価するシステムであり、公務員の職務遂行の度合いとポストの目的や責務の関係を或る一定期間に評価して行く。

#### **(d) Subsistema de Capacitacion (訓練サブシステム)**

公務員の職場能力、経済性や効果を常に向上させて機関の目的を達成すると共に、機関の原則や価値観と一致した組織文化の創造を促して、職場や労働の退化を避けるために、公務員の知識、技能や態度を改善する、公務員の専門化や完成を図る、更に上のポストに進むよう準備する、機関の理念と両立する道徳や価値観の開発を促すなどの公務員の向上を図る目的を持っている。

(e) Subsistema de Retribucion (報酬制度サブシステム)

機関の目標達成に於ける公務員の貢献を認め、仕事の能率や向上に従って報酬を与える目的を持っており、機関の予算的な可能性や現行法規に従って実施される。

(f) Subsistema de Movilidad Funcionaria (人事移動サブシステム)

公務員の能力開発や貢献度の最適化を追求し、機関の必要性に公務員が適合するように促す目的を持っており、職務遂行の質や度合い、新しい職場への適合、受けた訓練や機関の予算的な可能性に合わせて、公務員の配置換えや職場移動を行うシステムである。 公務員の昇格や解雇に関する決定は、各機関の最高当局者が行う。

(g) Subsistema de Registro (人事登録サブシステム)

人事管理システムの最適な運営を維持すると共に、機関の人事管理政策を定めるために、迅速で信頼のおける適時の情報を備える目的を持っている。

**I-5-4-2. Sistema de Administracion de Bienes y Servicios**

**(資産・サービス管理システム)**

資産・サービス管理システムは、資産の契約購入、サービス業務の契約備上、資産やサービス業務の管理や処理方法を定める目的を持ったシステムであり、このシステムを実施する際は、下記の一般的な規定に従わなければならない。

- ① 必要な資金を予め要請すると共に、資金調達に関する条件を定める。
- ② 契約プロセスの開始を申請する部署、開始を許可する部署、契約プロセスを実行する部署の夫々の責務を区別する。
- ③ 一連の手続きを簡素化すると共に、供給される資産やサービス業務の品質、納入時期や支払い条件も含めた価格競争力にもとづいて契約を決定する責任者を決める。
- ④ 資産の契約購入やサービス業務の契約備上を行った機関は、その資産やサービス業務を業務計画の目的を達成するために利用すると共に、資産の監視や維持管理を行う責任者を指名して、監視や維持管理を行う。
- ⑤ 資産を所有する機関は、機関の特定の必要性を考慮しつつ、資産の償却や売却に関する規定や方法を定める。

- ⑥ 半官半民企業の株の売却や公営企業の売却、譲渡、名義変更や清算（解散）は、事前に明確で総括的な法的許可を得なければならない。売却、譲渡、名義変更や解散の業務は夫々の段階で適切に公表しながら手配しなければならない。

本システムは他の全システムと関連している他、下記のサブシステムを備えている。

**(a) Subsistema de Contratacion de Bienes y Servicios**

**(資産・サービス業務契約サブシステム)**

契約備上の計画、仕様書、入札募集、入札書の提出、開札と見積りの評価、落札、契約手続き、ボンド（保証券）の提出、納入や支払いに関する責務、活動や手順を定めるサブシステムである。

**(b) Subsistema de Manejo de Bienes y Servicios**

**(資産・サービス業務管理サブシステム)**

倉庫、固定資産、不動産やサービス業務の管理に関する責務、活動や手順も含めて資産やサービス業務を管理するサブシステムであり、資産やサービス業務の最適な準備、利用や管理を行うと共に、その利用や管理に関する業務費を最大限に節約する目的を持っている。

**(c) Subsistema de Disposicion de Bienes (資産処理サブシステム)**

投資金を全面的又は部分的に回収する、不必要な倉庫料や保管料などの支出を避ける、及び、使用済み資産の無用な長期保管を避けるなどを目的として、機関が所有する資産の賃貸、譲渡、償却や売却に関する決断を下すための責務、活動や手順を定めるサブシステムである。

**1-5-4-3 Sistema de Tesoreria del Estado (国庫システム)**

公共資金の徴収や支払い及び国の権利証書や有価証券の保管を効果的に行うための原則、基準や手順を統一するシステムであり、国庫を始めとする全ての公共機関に適用される。このために、①本システムを適格に運営するための原則、定義や規定を定める、②資金の徴収、支出の管理、資金の流れの管理、予算の実施、権利証書や有価証券の保管に関する基本的な責務を定める目的を持った基本的な基準が設けられていると共に、下記のサブシステムを備えている。

**(a) Subsistema de Recaudacion de Recursos (資金徴収サブシステム)**

徴収可能な資金を適時に徴収すると共に公共債務を適時に返済するために、税金、税金外収入、公債、無償供与資金、還元税、振替え資金、資産やサービス業務の販売、融資その他の公共資金の回収などに関する責務、活動や手順を定めるものである。

**(b) Subsistema de Administracion de Recursos (資金管理サブシステム)**

公共資金の安全で透明な近代的管理を行うために、公共資金の支出入の管理、資金計画と実施、権利証書や有価証券の保管に関する責務、活動や手順を統一するものである。

**1-5-4-4 Sistema de Credito Publico (公共債務システム)**

公共債務(公債)システムは、国家総予算に組み込まれてはいるが、実際には不足している投資資金や一般経費を賄う、会計年度内の一時的な財政不均衡を補う、又は緊急事態に対応するために、短中長期の公共融資を国内外から調達し、その資金の管理業務を規制する一連の原則、基準、手順や責務を定めるものであり、下記を目的とした基準を定めている。

- ① 政府の財政管理の範囲に於いて、適切で効果的な公債の管理を確立するための一連のプロセスを定める。
- ② 中央政府、県庁や地方自治体政府が国内外から公債を導入する際の技術的な行政管理基準を定める。
- ③ 公債システムに関する各行政レベルの権限や責務を定める。
- ④ 国家公共投資システムや管理・監督システムと公債システムの関係性を定める。

本システムは、下記のサブシステムを備えている。

**(a) Subsistema de Planificacion de la Deuda Publica (公債計画サブシステム)**

国の融資政策や公債に関する戦略を遂行するための借款契約規準や財政基準を定める目的を持つ。

**(b) Subsistema de Administracion de la Deuda Publica (公債管理サブシステム)**

投資や経常支出に仕向ける資金を調達すると共に、会計年度内の財政不均衡を賄うための国内外の資金獲得や借款導入を容易にする目的で、政府が融資政策や公債に関する戦略に従って行う公債業務の効率化と最適化を促す目的を持つ。

**I-5-4-5 Sistema de Contabilidad Gubernamental Integrada (政府統一経理システム)**

本システムは、公共機関の予算の流れ、金融取引や資産の売買を適時で信頼のおける共通的なシステムを用いて系統的に登記するための原則、基準や手順を定めると共に、行政当局者が行う行政決定のプロセスを支援する、行政当局者が法的規範を履行するよう管理する、及び公共管理に関心を持つ第三者に情報を提供するなどの目的をもっており、下記の規定に従う。

- 1) 各機関の経理は、統一経理システムの原則や基準を守りつつ、各機関の性格及び管理や運営面の必要に応じて実施される。
- 2) 国家活動に伴う経費とその活動から得られた成果を確認する必要がある場合は、その確認を行う。

本システムは、他の全システムと関連していると共に、下記のサブシステムを備えている。

**(a) Subsistema de Registro Presupuestario (予算記録サブシステム)**

準備資金や支出に関する予算の実施状態を示す、予算システムの筆頭機関が各機関の予算状態を評価し予算の修正や確立を行う、及び、予算、公共資金の管理や業務計画を合法的に履行するための管理や監督を行うなどの活動を可能にする情報を備えるために、資産記録サブシステムや経理記録サブシステムと一体になって、予算管理プロセスの様々な段階での資産や資金の経済・財政的な流れをキャッチして記録する目的を持っている。

**(b) Subsistema de Registro Patrimonial (資産記録サブシステム)**

各時点の財務状態とその変化、営業成績や業務結果、及び純資産の変化などに関する情報を備えるために、予算記録サブシステムや経理記録サブシステムと一体になって、各機関の固定資産、流動資産、債権や債務の流れと財務結果を記録する目的を持っている。

(c) **Subsistema de Registro de Tesoreria (経理記録サブシステム)**

資金の流れを計画し管理する、Caja (現金金庫：レジ) を介した現金取引に関する情報を備える、及び、資金の適格な割り当てや使用を分析、管理及び評価するなどの業務を行うために、予算記録サブシステムや資産記録サブシステムと一体になって、現金金庫や銀行口座を通じて行われる現金や他の有価証券の取引きを記録して行く目的を持っている。

**I-5-5 Sistema de Control Gubernamental (政府監督システム)**

共和国会計検査院が管理する政府監督システムは、公共資金の獲得と運用、国家業務の能率、公共資金や国家業務に関する情報の信頼性、全ての当局者がその業務の成果について適時に報告する手順、国家資金の不適當な運用を避ける又は不適切な運用を確認し実証する管理能力などを改善する目的を持ったシステムである。

本システムは、各機関の組織計画、資金管理、処理規定や処理手順について適用される事前内部監査の手段と、実施済みの業務に適用される事後内部監査と事後外部監査の手段で構成されている。

事前内部監査手段は、各機関の夫々の部署が活動や業務を開始する、それらの部署が何らかの不法行為を行う、又は部署の活動や行為が好ましくない結果を及ぼした時に適用され、その手順には、機関を規制する規定の履行度の確認とその裏付け、及び機関の目的や計画に関する活動や行為の適合性や適時性の確認とその裏付けなどが含まれる。事前内部監査は、業務を担当する部署が行い、担当部署とは異なる部署、外部の人物や機関と事後内部監査責任者は、この事前内部監査を行うことはできない。同じく、全ての機関は、事前内部監査だけを行う又は指揮する特殊な部署を設立することはできない。

事後内部監査手段は、上級責任者が直接管理する業務や活動に於ける問題や結果については、その上級当局者、又はその上級当局者とは完全に独立して監査業務を行う内部監査室が担当する。内部監査室は、所属する機関が管理システムや事前内部監査手段を効果的に履行している如何を評価する、財務状態と財務書類の信頼性を評価する、及び業務の効果や成果を分析するなどの夫々の監査業務を個別に、幾つかを組み合わせて、又は全体を総合して実施する。各機関の最高責任者の配下

にある内部監査室は、他の業務や運営活動には全く参加せず、完全に独立した形で監査業務を計画し実施する。

完全に不偏中立であり、独立を保つ事後外部監査は、内部監査の効率や有効性を評価する、業務書類や経理書類の信頼性について意見を下す、財務状態の妥当性について鑑定を下す、及び業務の効率と経済効果を評価するなどのために、各機関が実施した業務や活動を何時でも調査することができる。事後外部監査は、対象機関の夫々の業務を個別に、幾つかを組み合わせ、又は全体業務を総合して実施する。会計検査院が直接行うか民間の専門機関に委託して行われるこの外部監査の結果は、会計検査院と対象機関の間で討議されるが、対象機関は会計検査院から提示される勧告を強制的に履行しなければならない。

## 1-6 中央政府の調整機構

現政権の中央政府は、政策、方針や計画などを決定し調整する手段として、下記に概要を示す種々の Consejos（委員会）を設けている。

### A. Consejo de Ministros（閣僚会議）

行政権の全体的な政策や方針を決定すると共に、調整規範を定める行政権最高の組織であり、閣僚会議で決定された事項は、行政権の全てのレベルで実施されなければならない。

### B. Consejo Nacional de Política Económica (CONAPE: 国家経済政策委員会)

国の経済政策や経済規準を判断し決定する権限と、その政策や規準に関する政府の活動を取り決める権限を伴って、国の経済開発政策を決定し調整する最高委員会である。大統領が主宰し、大蔵大臣、大統領府大臣、経済開発大臣、持続開発・企画大臣、農牧業・農村開発大臣、及び貿易・投資大臣で編成されているが、必要な場合は、他の大臣、高級公務員、公共機関や公営企業の代表者を召集する。大統領が不在する又は大統領から委任された場合は、大蔵大臣が主宰する。本委員会の技術秘書室は、Unidad de Análisis de Políticas Sociales y Económicas（社会経済政策分析室）が担当している。



### C. Consejo Nacional de Politica Social (CONAPSO:国家社会政策委員会)

国の社会政策やその規準を判断し決定する権限と、その政策や規準に関する政府の活動を取り決める権限を伴って、国の社会開発政策を決定し調整する最高委員会である。本委員会も大統領が主宰し、大統領府大臣、教育・文化・スポーツ大臣、保健・年金大臣、労働・小規模企業大臣、持続開発・企画大臣、住居・生活基盤整備大臣及び大蔵大臣で編成されているが、必要な場合は他の大臣、高級公務員、公共機関や公営企業の代表者を召集する。大統領が不在する又は大統領から委任された場合は、大統領府大臣が主宰する。本委員会の技術秘書室も社会経済政策分析室が担当している。

### D. Consejo Supremo de Defensa Nacional (COSDNA : 国防最高委員会)

国防政策やその規準を判断し決定する権限と、その政策や規準に関する政府の活動を取り決める権限を伴って、安全保障に関する対外政策や国内政策を決定し調整する最高委員会であり、大統領が主宰し、国防大臣、外務・宗務大臣、大統領府大臣、内務大臣、大蔵大臣、総軍司令官、三軍の各司令官及び委員会常任秘書官で編成されているが、必要な場合は他の大臣、高級公務員、公共機関や公営企業の代表者を召集する。大統領が不在する又は大統領から委任された場合は、国防大臣が主宰する

### E. Consejo Nacional de Lucha contra el Trafico Ilicito de Drogas (CONALTID:国家麻薬密輸対策闘争委員会)

コカ葉経済の転換や代替開発のプラン、プログラム、プロジェクトに関する企画、実施、指揮、監督、監視、管理や調整を行うと共に、麻薬密輸の撲滅対策や作戦、麻薬の不法使用の統制、麻薬中毒に関する総合的な予防、麻薬中毒患者の治療、リハビリや社会復帰を目的とした国家政策や規準を決定し調整する最高委員会であり、外務・宗務大臣が主宰し、内務大臣、大蔵大臣、農牧業・農村開発大臣、国防大臣及び保健・年金大臣で編成されているが、必要な場合は他の大臣、高級公務員、公共機関や公営企業の代表者を召集する。更に、憲法に定める立法権と行政権の調整を行う目的で、副大統領が会議を定期的に召集することもできる。国家麻薬密輸対策闘争委員会の技術秘書官は、内務省の社会防衛次官が担当する。

## F. Consejos Interministeriales (二省間／多省間委員会)

複数の省に共通した案件や責務を調整し、お互いに合意した上で、歩調を合わせた行政を行うために、関係各省の大臣は、二省間委員会又は多省間委員会を編成することができる。これらの委員会は、委員会の構成メンバー、業務内容や機能を定める二省間省令又は多省間省令の発布をもって編成される。委員会が取り入れた合意事項や決定事項は、強制的に実行されなければならない。更に、委員会は、特定のな問題や業務事項の調整や検討を技術小委員会や作業班に任せることができるが、これら小委員会や作業班が取り入れた合意事項や決定事項は、二省間／多省間委員会で追認されなければならない。二省間／多省間委員会が編成されていなく、或る特定の共通的な案件や責務について調整し合意する必要がある場合、関係各省の大臣は、小委員会や作業班を編成することができる。

## G. Consejos Tecnicos Ministeriales (省内技術委員会)

各省は、その戦略、政策や活動を調整し合意した上で、歩調を合わせて実行するために、大臣が主宰し、次官、局長、国家業務局長、顧問及び特定の戦略、政策や活動の実施を担当している公務員をメンバーにした省内技術委員会を編成することができる。この委員会は、少なくとも月に一度は会議を持たなければならない。

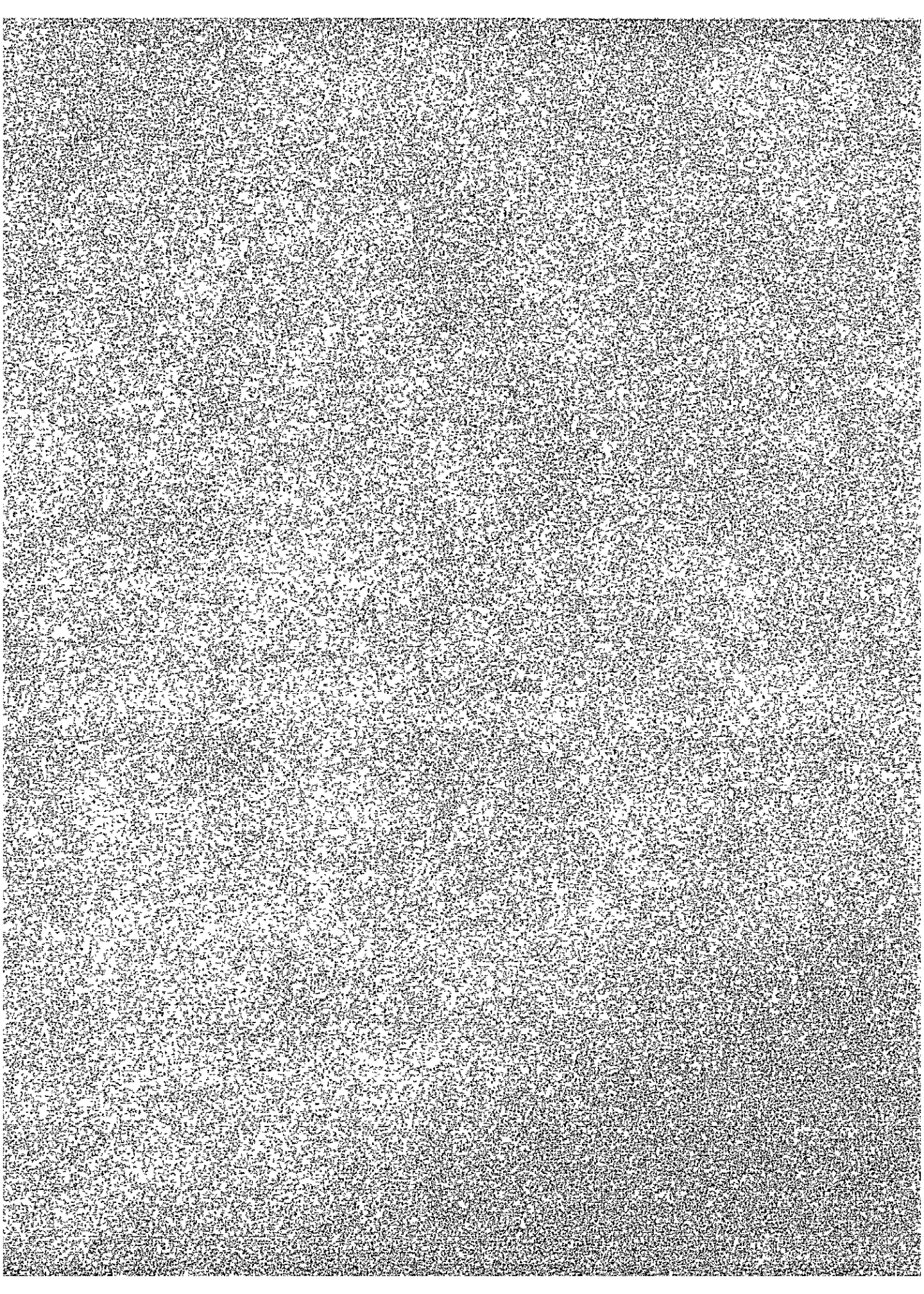
## H. Consejos Interinstitucionales (官民合同委員会)

政府は、政策や活動方針、対外的な交渉で政府が取らねばならないポジションや対策について、経済団体や社会団体と討議して歩調を合わせるために、種々の官民合同委員会を編成している、また必要に応じて更に編成することができる。官民合同委員会は、政府と民間の調整や合意を行う手段であり、特定の分野、案件や課題に直接関係する一人又は複数の大臣が提案する政令の発布をもって編成される。委員会に複数の大臣が参加する場合は、分野、案件や課題に最も関係が深い大臣が委員会を主宰するが、その大臣が不在の場合は、次に関係が深い大臣が主宰する。民間側の代表者は、各事例や各課題に応じて企業家団体、労働団体、社会団体又は学术界の代表者で編成される。委員会の編成を発令する政令には、特定メンバー、編成目的、常設的又は一時的な編成である如何などを明確に定めなければならない。

官民合同委員会は、意見交換や討議を行う場であり、民間側が政府に提案や勧告を行って民間の意向を政策に反映させる手段であり、政策を決定又は執行する手段ではない。民間側からの提案や勧告は、投票制で行われるものではなく、あくまでも参加者の合意にもとづくものである。政府は、官民合同委員会のメンバーの会議出席料や関連活動の費用は負担しない。特定の分野、案件や課題に関する官民合同委員会が編成されていない場合は、暫定的に小委員会を編成することもできる。

# 行政機構

(県庁)



## II Prefecturas de Departamento (県庁)

地方に於ける行政は、1995年の半ばまでは中央政府がほぼ全面的に担当し、各地方の社会経済的なニーズへの対応や開発計画に関する企画、決定、資金調達なども、中央政府が手配していた。それまでは、中央集権的な色彩の強い縦型の行政機構であり、地方のニーズと一致しない政策や開発なども往々にして取り入れられてきたが、前政権は、中央政府の全体的な政策や方針を国内各地方にこまめに普及させ、且つ各地方の特徴やニーズと一致した政策を施行して、持続的で調和した国の開発を促すべく、1994年の4月に Ley de Participacion Popular No. 1551 (大衆参加法第1551号)を發布し、更に、1995年の7月に Ley de Descentralizacion Administrativa No. 1654 (行政地方分権化法第1654号)を發布して、中央政府の権限、責任や資金を県庁に移管し、県庁の権限や責任を拡大すると同時に、中央政府の組織を縮小して、行政機構の近代化を図った。この行政地方分権化法は、憲法に定める統一共和国の機構に従って、県庁の役割、組織構造、開発計画や財政資金などに関する制度を定めると共に、県庁を通じて地方自治体政府や国民に身近な行政業務を提供し、行政の効率や効果を改善し強化する目的で、中央政府の行政権や行政技術を各県庁に分権化するものである。ボリヴィアは統一共和国制であり、連邦共和国制ではないことより、県庁には自治権はなく、中央政府の支所的な立場にある。県知事は、選挙で選ばれるのではなく、共和国大統領が直接任命する。県庁の組織構造や各当局者の権限や任務などについて、以下に述べることにする。

### II-1 県庁の組織構造

Prefectura del Departamento (県庁)は、共和国大統領が直接任命し、各県に於いて行政権を代表し管理する県政の最高責任者である Prefecto del Departamento (県知事)、県内の地方自治体議会が選出した県議員で編成され、県知事の行政行為を助言、監視、管理、評議する Consejo Departamental (県議会)の他に、県政を調整する Consejo Tecnico Departamental (県庁技術委員会)、県庁が各種の管理監督システムや資金管理を適切に実施するよう監督する Auditoria Interna (内部監査室)、県知事を補佐する Asesoría General (総括顧問室)と Unidad de Desarrollo Organizacional (組織開発室)、県知事の日常の業務を直接的に援護する Despacho Prefectural (県知事秘書室)、Unidad de Comunicación Social (社会広報室)及び Unidad de Seguridad Ciudadana (市民安全保障室)、国や県の政策や規範に関する実務を担当する Direcciones Departamentales (県行政各局)、

特定の技術業務を担当する分離機関であるServicios Departamentales（県技術業務各局）で構成されている。この他に、県庁の分権組織として、県知事を代理して県内の各郡と各行政区（小郡）の行政を司る Subprefectos（郡長\*）と Corregidores（行政代理人）が、郡や行政区の数に合わせて夫々存在する。尚、行政地方分権化法第1654号によって、中央政府から各県の県庁に夫々移管された下記の分権機関や分離機関の施設、職員と業務は、県庁の夫々の行政局や技術業務局に吸収され、現在に至っていることを付記する。

（注：Subprefectosは副知事を意味するが、各郡に1人の副知事があると、県によっては十数人の副知事が存在することになるが、副知事は県政を司る訳でもなく、中央政府に直接繋がっている訳でもないで、副知事と呼ぶのは実情にそぐわない。故に、本報告書では、「郡長」と呼ぶことにする）。

1. Instituto Boliviano de Tecnologia Agropecuaria (IBTA: ボリヴィア農業教育技術院)
2. Centro de Desarrollo Forestal (CDF: 森林開発局)
3. Centro de Desarrollo Pesquero (CDP: 水産開発局)
4. Oficina Distrital de Servicio Nacional de Caminos (SNC: 道路公園の地方管区事務所)
5. Organismo de Menor, Mujer y Familia (ONAMFA: 児童・女性・家庭局)
6. Secretaria Departamental de Agricultura y Ganaderia (農業教育庁県支局)
7. Secretaria Departamental de Industria y Comercio (商工庁県支局)
8. Secretaria Departamental de Turismo (観光庁県支局)
9. Secretaria Departamental de Deportes (スポーツ庁県支局)
10. Secretaria Departamental de Participacion Popular (大衆参加庁県支局)
11. Secretaria Departamental de Asuntos Etnicos, Genero y Generacional (部族・女性・世代問題庁県支局)

県議会の組織や権限は、別項に述べることにして、県知事とその管下の各部署の権限や責務を順を追って以下に述べる。

## II-1-1 県政の最高責任者：Prefecto del Departamento (県知事)

各県の最高当局者である県知事は、大統領に直属し、その任命は大統領令をもって行われるが、その任期は一定的ではなく、大統領は、状況に応じて何時でも県知事の交替を決めることができる。県知事は、憲法に定める県内総軍司令官の権限の他に、行政地方分権化法に従って、下記の権限を行使する。

- ① 憲法、法令、政令やその他の条例（省令や県行政令など）を履行し、且つ履行させる。
- ② 国家法人である県庁の法的代表権を行使する。
- ③ 県庁の管下にある資産、経済資金や財政資金を管理する。
- ④ Plan General de Desarrollo Economico y Social de la Republica（PGDES: 国家社会経済開発総合プラン）の基本方針に合わせた Plan Departamental de Desarrollo Economico y Social（PDD: 県社会経済開発プラン）を、持続開発・企画省や県内の地方自治体政府と調整しつつ、Sistema Nacional de Planificacion（国家企画システム）に従って策定し実施する。
- ⑤ 下記分野に関する公共投資計画を Sistema Nacional de Inversion Publica（国家公共投資システム）の基準や行政地方分権化法の経済・財政制度に従って、県社会経済開発プランに組み入れて実行する。
  - a. 地方自治体政府も関与する県内道路の建設と維持管理。
  - b. 農村の電化。
  - c. 灌漑施設や生産支援施設の整備。
  - d. 科学や技術の研究と調査。
  - e. 環境の保全や保護。
  - f. 観光の奨励。
  - g. 社会救済。
  - h. 地方自治体政府の振興と強化。
  - i. 地方自治体政府とも関連するその他の計画。
- ⑥ 県内の教育、保健、社会管理などの業務に携わる人事は、中央政府の管下にあるが、これについて中央政府が採用している政策や給料規定、配置している人的資源の予算などを中央政府を代理して管理、監督、統制する。
- ⑦ 県内の社会補助（社会救済）、教育、スポーツ、文化、観光、農業牧畜、道路などの部門の業務は、地方自治体政府が担当する部分と県庁が担当する部分に分かれているが、県庁が担当する部分の業務を国家政策に従って実施すると共に、その実施を管理、監督、統制する。
- ⑧ 県庁予算案を国の Sistema Nacional de Presupuesto（予算システム）に従って作成し、県議会の承認を得た上で、中央政府に提出する。
- ⑨ 国会で承認された県庁予算を国の Sistema Nacional de Administracion Financiera y Control Gubernamental（財政管理・政府監督システム）に従って実施すると共に、年度収入支出勘定書を県議会に提出して、その承認を得る。



- ⑩ 大衆参加プロセスを県内で促進すると共に、先住民共同体、農民共同体や隣人会などの組織、問題や要求事項について、中央政府の担当部署に報告し、調整した上で対応する。
- ⑪ Resoluciones Administrativas（県行政令又は県管理条例）を発令する、契約や協定に署名すると共に、行政上の技術的な組織や機能を設営する、又は委託する。
- ⑫ 行政的な訴えを県知事の権限範囲で解決する。
- ⑬ 各郡の郡長と各行政区（小郡）の行政代理人を夫々任命すると共に、他の部署には任命権がない郡長や行政代理人の配下の人事を任命する。
- ⑭ 他の部署には任命権がない県行政局の当局者を任命する。 県行政局の員数、権限、責務や任命方法などは、現行の法規類で規定されている。
- ⑮ 県内の公共事業に投資される融資の導入を手続きする。
- ⑯ 県内に法定住所を定めている当国籍又は外国籍の財団、協会や民間組織に全国的に有効な法人資格を与える。 農民共同体、先住民部落や隣人会に法人資格を与える。
- ⑰ 県議会の独占的な監督権に関わる会議の場合を除き、発言権と最終決定権を持って県議会を主宰する。
- ⑱ 県内の民間投資を奨励する。
- ⑲ 現行法規類に定めるその他の権限や、政令で特に委託された権限を行使する。

県知事は、上記の権限の行使に対して、下記の責務を遂行する。

- a. 県庁の予算案を県議会に提出する。 県議会の承認を得たならば、中央政府と国会の検討や決定に委ねるために、大蔵省に送付する。
- b. 県庁の年度業務報告書や収入支出勘定書を県議会の検討と承認に委ねるために、次年度の3月末までに県議会に提出すると共に、大蔵省にも送付する。
- c. 国内の治安、公共秩序や社会平和に関して、内務省や国防省が定める政策や指示を県内で履行し、且つ履行させる。
- d. 県庁の行財政業務に関する報告書の提出を県議会から要求された場合は、その報告書を15日以内に提出する。
- e. 県議会の監督業務や追跡業務を容易ならしめるために、県庁の半期報告書を県議会に提出する。
- f. 県内で社会活動や政治活動を行う組織や団体の連携を目指した計画を実施する。

- g. 国の投資システムと予算システムに従って県庁の予算実施報告書を作成し、定められた期限内に大蔵省に送付する。
- h. 県庁が担当する様々な分野の業務に関して、中央政府の各部門の筆頭機関（各担当省）と夫々調整する。

### II-1-2 調整レベル: Consejo Tecnico Departamental (県庁技術委員会)

県知事が主宰し、県政の主な調整手段をなす県庁技術委員会は、県知事、各行政局長、各技術業務局の技術局長で編成されている。技術委員会は、少なくとも月に1回は定例会議を開かねばならないが、県知事は、必要に応じて臨時会議を召集することができる。議題は予め委員会メンバーに知らされ、決議事項は、その後の適用とフォローアップのために、議事録として残される。技術委員会の決議事項は、県庁レベルで強制的に履行されなければならない。県知事が不在する又は県知事から委託された場合は、県庁のいずれかの行政局長が会議を臨時的に主宰する。

### II-1-3 監督レベル: Auditoria Interna (内部監査室)

内部監査室は、管理・監督システムの規準や手順に従って県庁の資金管理、行政規範や行政目標の達成などを監督する。県知事が任命する内部監査官は、県知事に直属し、各行政局長と同じ職級を有する。

### II-1-4 顧問レベル

#### 1. Asesoria General (総括顧問室)

総括顧問官が取り仕切る総括顧問室は、県知事の検討や決定に処される案件の分析、見直しや決定事項の発令について、県知事を補佐する部署である。県知事が任命する総括顧問も県知事に直属し、県行政局長と同じ職級を有する。

#### 2. Unidad de Desarrollo Organizacional (組織開発室)

組織開発室は、県庁職員の役割、業務手順、行政手順、県庁経営の簡素化、県庁組織の評価や調節などについて、県知事を補佐する部署である。

## II-1-5 補佐レベル Unidades de Despacho Prefectural (県知事執務補佐各室)

県知事の執務を補佐する各室は、室長の肩書きを持つ公務員1人が夫々担当する。各室は、例外的に最高2人までの公務員を追加し、配置することができる。各県庁には、下記の執務補佐室が備えられている。

### 1. Despacho Prefectural (県知事秘書室)

室長の管下にある県知事秘書室は、県知事の日程、発信書類や受信書類を管理すると共に、県知事の渉外と儀典を調整する。

### 2. Unidad de Comunicacion Social (社会広報室)

社会広報室は、情報の収集と県庁が発する情報の作文や広報を行って、県知事の広報活動を支援し、県庁と夫々の部署の活動について報じると共に、マスコミや一般世論との関係を調整する。

### 3. Unidad de Seguridad Ciudadana (市民安全保障室)

市民安全保障室は、Policia Nacional (国家警察)の管下にある県警や Servicio Nacional de Defensa Civil(国民防衛局) 県支局と県庁の関係を調整する。

## II-1-6 実務・執行レベル

各県の県庁には、各分野に関する中央政府や県庁の政策や規範を実際に施行する部署として、下記に示す Direcciones Departamentales (県行政各局) が設けられている。

- |   |            |
|---|------------|
| 1. Direccion General de Coordinacion                | (総括調整局)    |
| 2. Direccion de Recursos Naturales y Medio Ambiente | (自然資源・環境局) |
| 3. Direccion de Desarrollo Productivo               | (生産開発局)    |
| 4. Direccion de Desarrollo Social                   | (社会開発局)    |
| 5. Direccion de Desarrollo de Infraestructura       | (基盤構造物開発局) |
| 6. Direccion Administrativa y Financiera            | (総務・財務局)   |
| 7. Direccion Juridica                               | (法務局)      |

各行政局には、夫々の分野の業務やニーズに合わせて複数の部署（室）が設けられているが、その配置は各県庁によって異なるので、ここでは省略する。

### Direcciones Departamentales（各行政局）の共通的な任務

各行政局は、夫々の分野の特定業務を実際に行う部署である。各行政局の主管者である局長は、下記の共通的な任務を履行しなければならない。

- ① 担当分野に関する国の政策や規範を県内で施行すべく、その適用を調整する。
- ② 担当分野に関する県の政策、規範や戦略を提案する。
- ③ 担当分野の計画やプログラムの実施を監督する。
- ④ 担当分野の技術的な業務を行う Servicio Departamental(技術業務局)の目標達成や業務成果を監督する。
- ⑤ 国の公共機関や公営企業が県内で行っている活動を把握する。

各局長の夫々の責務は、下記の通りである。

### II-1-6-1 Direccion General de Coordinacion（総括調整局）

総括調整局長の指揮の下で県庁の技術的な指揮や調整を行う部署であり、県知事に直属する主管者の局長は、下記の特定の責務を遂行すると共に、県知事が不在する又は障害が生じた場合は、県知事の代理を務める。

- ① 県庁の一般政策や部門別政策の分析、検討、決定について、県知事を補佐する。
- ② 県庁の運営に関する総括的な企画や、夫々の部署の年度業務計画書の作成について調整する。
- ③ 県庁の公共投資計画の作成を調整し、計画の実施をフォローアップする。
- ④ 県議会に対する技術的な支援や補佐に関する業務を調整すると共に、県議会の書記官を務める。
- ⑤ 郡や小郡（郡行政区）の活動を調整し、その活動をフォローアップすると共に、県庁と郡長や行政代理官の間の連絡や連携を中継する。
- ⑥ 県庁技術委員会の秘書官を務め、委員会の議題を定めると共に、議事録を作成する。

- ⑦ Servicio Departamental de Fortalecimiento Municipal y Cumunitaria (SED-FMC : 地方自治体政府・共同体強化業務局) の目標達成や成果を監督する。

## II-1-6-2 Direccion de Recursos Naturales y Medio Ambiente (自然資源・環境局)

本局は、県内の自然資源や環境の管理について調整し指揮する部署であり、局長は、下記の特定的な責務を遂行する。

- ① 提出されてくる環境インパクト調査書を評価し、環境カードの譲与業務を補佐すると共に、環境管理や環境インパクトの状況をフォローアップする。
- ② 森林法に定める企画活動や保護活動が県内で施行されるよう監督する。
- ③ 水質汚染、大気汚染、騒音、土壌汚染、及び河川水の過剰開発を夫々監視する。
- ④ 砂漠化を避けるための対策や活動を促す。
- ⑤ 生物多様性の保護を目指した行動を奨励する。
- ⑥ 先住民族や原住民族の問題に対応する。

## II-1-6-3 Direccion de Desarrollo Productivo (生産開発局)

生産開発局は、県内の生産を奨励し、その開発を支持する部署であり、局長は、下記の特定的な責務を有する。

- ① 県内の生産部門に関する投資機会を確認し、生産投資を奨励する。
- ② 生産部門の開発を目指した投資計画を支持するために、統計的・技術的・商業的な情報と融資源に関する情報を系統化する。
- ③ 輸出部門に携わる公共機関や民間組織と調整しつつ、県内産業界の輸出力の向上を促すと共に、輸出の可能性について広報する。
- ④ 生産部門の競争性を強化するために、技術規準の適用や度量衡、品質管理や品質保証などに関するサービス業務の実施を奨励し監督する。
- ⑤ 生産部門に携わる公共機関や民間組織と調整しつつ、生産を直接的に支援する手段である科学的及び技術的な研究計画やプログラムを奨励する。
- ⑥ 県内の観光開発を奨励すると共に、必要な場合は、その開発について他の県庁と調整する。

- ⑦ Servicio Departamental Agropecuario (SEDAG : 農業畜産業務局) の目標達成や成果を監督する。

#### II-1-6-4 **Dirección de Desarrollo de Infraestructura (基盤構造物開発局)**

県内の基盤構造物の開発を促す部署であり、局長は、下記の特定的な責務を有する。

- ① 県の発展を促す基盤構造物の開発計画を確認し、その開発計画に優先順位をつける。
- ② 基盤構造物の開発を目指した投資計画を支援するために、統計的及び技術的な情報や資金源に関する情報を系統化する。
- ③ 県庁が担当する基盤構造物開発計画の技術仕様書を作成する。
- ④ 工事の施工や品質を管理し監督する。
- ⑤ 県庁に託された住居や生活基盤整備に関する計画やプログラムを、住居・生活基盤整備省が定める基準に従って支援する。
- ⑥ Servicio Prefectural de Caminos (SEPCAM:道路業務局) の目標達成や成果を監督する。

#### II-1-6-5 **Dirección de Desarrollo Social (社会開発局)**

社会開発局は、県内の人的資源の開発や生活品質の改善を促す部署であり、局長は、下記の特定的な責務を有する。

- ① 県内の社会的なニーズを確認すると共に、社会部門の計画策定を調整する。
- ② 女性・高齢者・家族問題に関する政策の適用を調整する。
- ③ 文化部門に関する政策の適用を支持し奨励すると共に、文化活動について地方自治体政府と調整する。
- ④ スポーツを奨励すると共に、地方自治体が管理するものを除いたスポーツ施設やスポーツ活動の運営を管理する。
- ⑤ 社会指数関する調査を行い、その資料を作成すると共に、社会政策が県民に与えるインパクトを評価する。
- ⑥ Servicio Departamental de Salud (SEDES : 保健業務局)、Servicio Departamental de Educacion (SEUCA:教育業務局) 及び Servicio Departamental de Gestion Social (SEDEGES : 社会管理業務局) の目標達成や成果を監督する。

## II-1-6-6 Dirección Administrativa y Financiera (総務・財務局)

政府管理監督法第1178号に定める管理・監督システムを県庁内で適用する部署であり、局長は、特に下記の責務を有する。

- ① 政府管理監督法に定める基準に従って、行政組織システム、人事管理システムや資産・サービス管理システムを県庁内で適用する。
- ② 法律で定められた県庁の資金を管理し、その使用を監督する。
- ③ 県庁の組織開発について活動すると共に、県庁の情報処理システムの維持管理を監督する。
- ④ 県庁に提供されるサービス業務や補給品について監督する。
- ⑤ 政府管理監督法や公共投資システムの基準に従って、予算システム、統一経理システム、国庫システムや公共債務システムを適用する。
- ⑥ 県庁が徴収するサービス料金や権利金を管理する。
- ⑦ 投資計画やプログラムを実施するための融資導入を提案し、予め県議会の承認を得た上で、国庫システムや公共債務システムに従って導入手続きを行う。
- ⑧ 経常支出予算の限度を守るように監督すると共に、法律で承認された計画やプログラムに対する投資金を確保する。
- ⑨ Ventanilla Unica de Tramites (VUT:統一手続窓口) の運営を管理し監督する。

## II-1-6-7 Dirección Jurídica (法務局)

県庁の法務管理や法務手続きを行って、県庁全体の運営を法的に支持する部署であり、県知事に直属する法務局長は、下記の特定的な責務を有する。

- ① 法的な報告、勧告や決定を下す。
- ② 県行政令、決裁事項、契約や法的書類を作成すると共に、その発行を承認する。
- ③ 法的措置に関する計画案を作成する。
- ④ 行政的な訴えを審理する。
- ⑤ 県庁が当事者の一方である訴訟や裁判を弁護すると共に、その進捗状況を追跡する。
- ⑥ 県庁の管下にある規範や規則的な事項の開発を促す。
- ⑦ 県庁が発布する特定的な基準が、政府管理監督法第1178号に定める各種の管理監督システムの基準に適合するよう監督する。

## **II-1-6-8. Ventanilla Unica de Tramites (VUTs: 統一手続窓口)**

行政の地方分権化に伴い、県内の様々な法的手続き、商工業組織やその行為の登録、民間組織や財団とその活動の登録、社会団体の登録などを県庁の一つの部署に統一して手続きの開始、処理及び終了のプロセスを簡素化し、市民が信頼できる透明的な手続きプロセスを確立する目的で、県庁内に Ventanilla Unica de Tramites (VUTs: 統一手続窓口) が設立された。この部署は、設立当初は、①法人資格の認証と登録、②商業許可証の発行や商業行為の登録、③工業所有権の申請に関する手続き、④著作権登録申請の手続き、⑤証明書の発行や認定と法的書類のコピーの公的証明、及び、⑥社会福祉、スポーツ、文化、観光、農業畜産、交通などの部門の手続きを担当することになっていたが、県庁にはこれら全ての業務をカバーする経験や能力が不足していたことより、②、③、④の手続きは、現政権になって新たに設立された中央政府の分離機関である SERENARE(国家商業登録局) と SENAPI(国家知的所有権登録局) に夫々移管され、①に該当する農民共同体、先住民共同体、隣人会や地方自治体の監視委員会なども含めた民間の財団、協会や組織団体の認証と登録、及び⑤と⑥の手続きを担当している。統一手続窓口の管理者は、各行政局長と同じ職級を有するが、機能的には総務・財務局長の管下にある。徴収する手続料金や用紙代は、この部署の運営費に仕向けられることになっている。尚、必要に応じて、県内に分署を設けることもできる。

## **II-1-6-9. Unidades de las Direcciones Departamentales (各行政局管下の各室)**

各行政局は、任された機能を効果的に果たすために、技術職員や事務職員を備え、室長を管理者とした Unidades(室) を設け、行政局の業務を課題別又は部門別に担当させている。更に、行政地方分権化法とその関連法規類に定める特定の任務を果たすための Unidad (室) を、各行政局のニーズや財政的な可能性に従って設営することができるが、この設営は、県行政令の発布を必要とする。

## **II-1-7. Subprefectos y Corregidores (郡長と行政代理人)**

各県は行政的に郡と行政区(小郡)に区画されており、夫々の郡と行政区には県庁の分権組織として、Subprefectos(郡長)が管理する副県庁と、Corregidores(行政代理人)が管理する行政代理所が設けられている。郡長と行政代理人は、共に県知事から任命され、郡長は県知事の指示に従い、行政代理人は郡長の指示に従っ

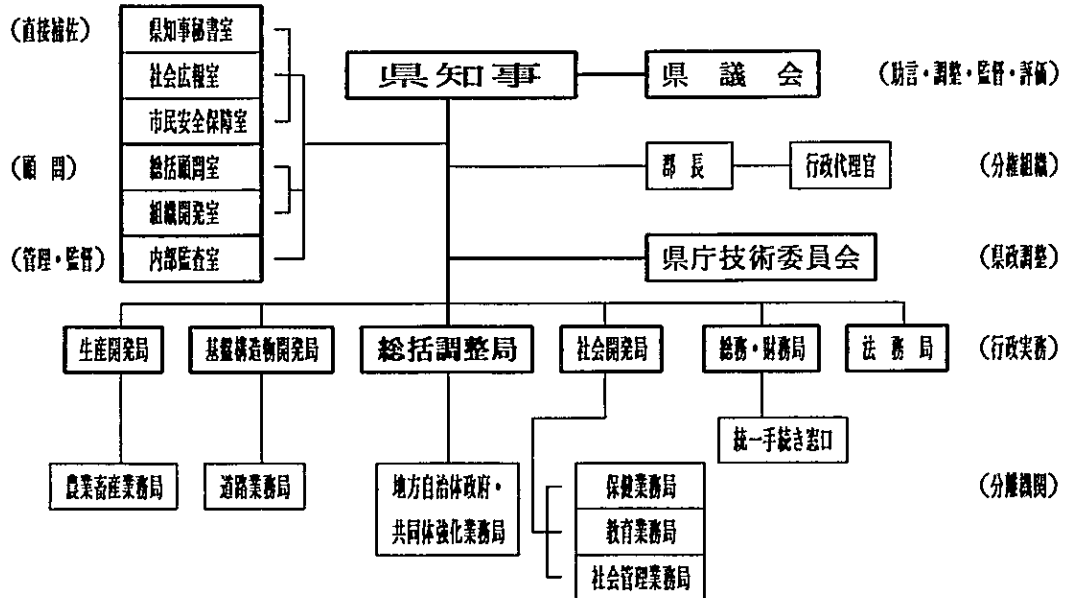


て、夫々の担当域内で行政権を代表して行政を司る。 両者共に、任務を遂行する上で、下記の権限や責務を有する。

- ① 憲法、法令、政令やその他の条例（省令や県行政令など）を履行し、且つ履行させる。
- ② 担当する域内の公共秩序を保つ。
- ③ 配下の職員を任命する。
- ④ 県庁から割り当てられた資金を管理する。 郡長は県知事に対して、及び行政代理官は郡長に対して、夫々の経理報告を行う。
- ⑤ 域内で使用されている県の資産を管理する。
- ⑥ 県知事から託された県行政令を域内で発布する共に、自己の権限範囲の指示を発する。
- ⑦ 域内の Consejo Provincial de la Participacion Popular（郡大衆参加評議会）を主宰すると共に、地方自治体政府と社会活動団体の活動や関係を調整して、評議会の良好な運営を促す。
- ⑧ 域内の開発について、公共機関や民間組織と調整する。
- ⑨ 域内社会のニーズや公共投資の必要性について、上司（郡長は県知事に、行政代理官は郡長に）に夫々報告する。
- ⑩ 域内の生産活動や観光を奨励する。
- ⑪ 道路の維持管理と公共サービスの運営状態について、上司に報告する。
- ⑫ 環境が適切に管理され、自然資源が合理的に利用されるよう、その行為を監視する。
- ⑬ 域内の地方自治体、農民共同体、先住民・原住民共同体や隣人会の組織強化を促す。
- ⑭ 域内から選出された地区代表の国会代議士や県議員が行う地方開発に関する活動や手続きを支援する。
- ⑮ 県庁と地方自治体政府が協調して行う域内の投資計画案件を確認し、その実施を促す。
- ⑯ 域内で行われている計画やプログラムの実施状況に関する情報を収集し、その実施をフォローアップする。
- ⑰ 域内で活動している国や県の分権機関や分離機関の活動に関する情報を収集し、そのフォローアップを行う。
- ⑱ 県庁の VUTs（統一手続き窓口）が分権化して域内に設営されている場合は、その部署を管理し、県知事から委託された手続き業務を担当する。

- ㊸ 分権化して域内に設営されている Servicios Departamentales (技術業務各局) の目標達成や成果について監督する。
- ㊹ 県知事 (又は郡長) から委託されたその他の任務。

### II-1-8 県庁の組織略図



### II-2 県庁の財政

県庁の資金を管理し運用する最高責任者は県知事であるが、県知事は、その責任を管下の夫々の担当部署に任せている。夫々の担当部署は、1-5項に述べた“管理・監督システム”に適切に従った業務計画、投資計画や予算案を作成し、これにもとづき、且つ中央政府が承認した確定予算に従って、資金を管理し運用しなければならない。

#### II-2-1 資金源

県庁は、本部組織とその管下の分権組織や分離組織を運営するための資金源として、下記を備えている。

① **Regalias Departamentales (地方還元税)**

石油／天然ガス、鉱物資源、材木や森林資源の開発に対して徴収する税金を、その開発が行われている県に、一部還元する税収資金。

② **Fondo Compensatorio Departamental (県補償基金)**

県民1人当りの地方還元税収が全国平均1人当りの地方還元税収よりも少ない県に対して、その県が全国平均1人当りの地方還元税収レベルに達するまで、国庫負担でその差額を補償する資金。この補償金は、次に述べる石油・天然ガスとその派生品に由来する特別税収額の10%以内とし、10%を払っても補償金が余る場合、その差額は、石油・天然ガス産出県の県民数に比例して、産出県に配当される。

③ **Impuesto Especial a los Hidrocarburos y sus Derivados (石油・天然ガスとその派生品に対する特別税)**

石油・天然ガスとその派生品の生産販売に対する特別税の実質徴収額の25%。この25%内の50% (実質徴収額の12.5%)は9県に均等に配当され、残りの50%は、各県民数を全国民数で割った人口比率に従って、各県に夫々配当される。

④ **Asignaciones Anuales (年間交付金)**

中央政府から各県庁に委託されている保健、教育、社会管理の各分野に従事する技術職員や専門職員の人件費を賄うための交付金。保健・年金省、教育・文化・スポーツ省や大蔵省などの中央官庁は、国の経済指数やこれらの分野の給料レベルに従って各県宛での交付金予算を毎年設定し、2省間省令で承認した上で、国庫から県庁の財務口座に毎月払い込む。

⑤ **Transferencias Extraordinarias (特別振替資金)**

災害や動乱が発生した場合、又は資金の枯渇に因り中断したら大きな損害を及ぼすサービス業務を維持するために、予算法には特に計上されていない特別資金。この資金の振替えは、大統領が閣僚会議の承認を得た上で発令するが、資金額は、国家支出総予算の1%を超えてはならない。

⑥ **Creditos y Empresitos Internos y Externos (国内外からの協力資金や借款)**

国庫システムや公共債務システムの基準に従って、国内外から導入される協力資金や借款。

⑦ サービス提供や資産の用益による自己収入金

行政地方分権化法第1654号で県庁に移管された公共機関や施設が行うサービス業務に伴う収入、又は公共機関や施設が管理する資産の利用に伴う収入は、それらの機関や施設の運営経費や投資を賄うために、夫々の予算に組み込まれる。中央政府から保健、教育、社会管理の各部門を委託された機関も同じ待遇を受ける。尚、県庁が徴収する手続き料金や許可料金も自己収入金の項目の一部をなしており、県庁が種々の手続きや許可譲与の業務を適切に行うための資金に回される。

⑧ 資産の譲渡や売却に伴う収入

⑨ 遺贈、寄贈やその他類似の収入

## II-2-2 投資

県庁の公共投資計画やプログラムは、公共投資システム基準と国家社会経済開発総合プラン(PGDES)に従って作成し、実施されなければならない。

県庁が担当する投資分野は、県内の a) 地方自治体政府も関与する道路の建設と維持管理、 b) 農村の電化、 c) 灌漑施設や生産支援施設の整備、 d) 科学や技術部門の研究や調査、 e) 環境の保全と保護、 f) 観光奨励、 g) 社会救済、 h) 地方自治体政府の強化、 i) 地方自治体政府も関与するその他の公共投資計画などであるが、その他に j) 公共投資計画の資金を調達するために国内外から導入した融資の元本償却、利子やその他の金融負担、及び k) 資本コストも投資項目に含めることができる。

投資計画やプログラムの資金は、前述した①地方還元税、②県補償基金、③石油・天然ガスとその派生品に対する特別税に由来する資金の 85%、及び、⑥国内外からの融資や借款と⑧管下の資産の譲渡や売却に伴う収入の全額(100%)をもって調達される。県知事は、国庫システムと公共債務システムに従い、且つ県議会の承認を得た上で、これらの投資用資金を担保にして、大蔵省が各県ごとに定める債務能力の限度まで投資計画やプログラムの融資導入手続きを行うことができるが、国際融資の場合の手続きは、公共投資システムの基準に従って、大蔵省を通じて行わなければならない。

大蔵省は、政府管理監督法第1178号と行政権組織法第1493号に従い、且つ国会の承認を予め得た上で、県庁負担名目の国際融資を国を代表して契約し、その融資に関

する特定の協定を県庁と結んだ上で、県庁に資金を振り替える。県庁が作成し、大蔵省を通じて国会で承認される県予算案には、県庁が引き受けて管理している債務の返済資金も強制的に計上されていなければならない。

県庁は、国家社会経済開発総合プランに従って、Plan de Desarrollo Departamental (PDD: 県開発プラン) を作成し、そのプランの中の各種投資案件に優先順位を付けて実施するが、投資案件が県内の地方自治体政府や他県の県庁も参画した合同案件である場合は、該当する地方自治体政府や他県の県庁と共同で投資案件の資金を調達することができる。但し、この場合は、投資案件の実施、運営や資金調達の条件や方法などについて、当事者間の間で協定を結ばなければならない。

### II-2-3 運 営 資 金

県庁は、各部署を運営し、夫々の任務を履行するために、上述した①地方還元税、②県補償基金、及び③石油・天然ガスとその派生品に対する特別税に夫々由来する資金の 15%までを、県庁の人件費やその他の運営資金に当てることができる。

### II-3 分 離 機 関

#### II-3-1 Servicios Departamentales (県技術業務局)

各県には、専門技術を要する分野や部門の業務管理を県内全域で行う県庁の分離機関であり、県知事が任命する Director Tecnico (技術局長) の管下で特定分野の技術的及び管理的な任務を遂行する技術業務局が設けられている。県知事に直属する技術業務局は、県庁から独立した組織と運営構造を有するが、機能的には、各技術業務局の目標達成や成果を監督する夫々の行政局長に服従する。技術業務局の本部は、業務の特性に合わせた技術部門、法務や総務を担当する Unidades (室) で構成されている。夫々の Unidad (室) の主管者は、室長の職級を持っている。技術業務局は、担当業務の特徴や必要性に応じて、分権組織を設けることができるが、この場合の分権組織は、県内の地方に職員を常駐される必要がある場合に設置され、常駐を必要としない場合は、県内全域で担当業務の実施を保証するための移動班を設けることができる。中央政府は、Servicio Nacional de Organizacion Administrativa del Poder Ejecutivo (政府行政組織局) の提案にもとづいた政令

の発布をもって、各技術業務局の基本モデルを定めており、各県庁は、その基本モデルに従い、且つ各県や各地方の特徴に合わせて、各技術業務局の組織や運営形態を定めることになっている。技術業務局の運営に必要な予算、施設や人件費については、県庁と中央政府の各担当省が国会から承認された予算枠の中で割り当てる。現在、下記の技術業務局が夫々設けられているが、これらとは異なる技術業務局を新たに編成する必要がある場合は、中央政府の承認と政令の発布を得なければならない。

- ① Servicio Departamental de Salud (SEDES:保健業務局)
- ② Servicio Departamental de Educacion (SEDUCA:教育業務局)
- ③ Servicio Prefectural de Caminos (SEPCAM:道路業務局)  
(Ex-Servicio Departamental de Caminos Ex-SDC:元県道局)
- ④ Servicio Departamental de Gestion Social (SEDEGES:社会管理業務局)
- ⑤ Servicio Departamental Agropecuario (SEDAG:農業畜産業務局)
- ⑥ Servicio Departamental de Fortalecimiento Municipal y Comunitario (SED-FMC:地方自治体・共同体強化業務局)

夫々の技術業務局の概要は、下記の通りである。

### **1-3-1-1. Servicio Departamental de Salud (SEDES:保健業務局)**

独自の組織構造や運営機能を伴う保健業務局（以後 SEDESと略称する）は、県内の保健業務を担当する県知事直轄の分離機関であるが、機能的には社会開発局長の監督下にある。SEDES は、国家保健システム、政府管理監督法第1178号、行政地方分権化法第1654号、大衆参加法第1551号、地方自治体組織法第 696号と夫々の細則や行政組織システム基準の定めに従って、活動を展開する。SEDES の具体的な任務や組織構造は、下記の通りである。

#### 主な任務

- ① 県内保健分野の技術的な業務を担当する最高組織として行為する。
- ② 県内の保健状況を常に確認、管理、評価する。
- ③ 保健の需要を促すと共に、医療供給を企画、調整、監督及び評価する。
- ④ 県内の公共医療施設や民間医療施設の医療サービスの品質を監視する。

- ⑤ 保健計画やプログラムの策定と実行に関する公共部門や市民社会の参加を促す。
- ⑥ 食料品の登録や衛生管理に関する地方自治体政府の権限を尊重しつつ、地方自治体政府とは別に、その登録や衛生管理を行う。
- ⑦ 保健の奨励や病気の予防に関して、その活動を担当している部署と調整する。
- ⑧ 薬物中毒患者やアルコール中毒患者の予防、回復、社会復帰を支援する計画やプログラムを実施するために、その分野の主管部署と協議した上で実施を促す。
- ⑨ 盲人や身体障害者を実際に援助する計画やプログラムの実施を目指して、その分野の主管部署と協議する。

## 組織構造

本部組織	主管者	: SEDES 技術局長
	監査	: 内部監査室
	調整	: 保健技術委員会
	技術・実務	: 企画室
		: 感染症対策室
		: 管区調整室
		: 地区担当者
補佐	: 総務・財務室	
	: 法務室	
	: 社会広報室	
分権組織	主管者	: 保健管区長
	実務・技術	: 企画、情報処理、感染症対策、業務調整を夫々担当する部署。
	総務	: 人事、施設、資金を管理する部署。
	地区責任者	: 管区内の地区に於ける保健業務の企画、情報収集、業務の調整と監督を行う。

この他に、家族保健センターやポスト、ポリクリニック、管区病院や地区病院、レフェレンス病院、総合病院などの公共保健施設で、施設の技術面や運営面を独自に管理しているものも分権組織として SEDESの組織に編入されている。

## SEDES 技術局長

県知事から任命された SEDESの最高責任者であり、保健業務局を法的に代表すると共にその活動を指揮する、県庁本部の全体組織と SEDESの業務を連携させる、県内の保健関係機関や組織の間の調整機構を統一する、及び保健・年金省の担当部署と SEDES の連携を行うが、具体的には、下記の権限や責務を有する。

- a. Sistema Nacional de Salud（国家保健システム）の枠内で保健・年金省や県庁が発令する国家政策や基準、及び県の政策や基準を履行し、履行させる。
- b. 国の保健戦略や国家社会経済開発総合プラン(PGDES) に従ったPlanes Municipales de Desarrollo (PDM：地方自治体開発プラン) やPlan Distrital（保健管区開発プラン）に基づいて策定された Plan de Desarrollo Departamental (PDD:県社会経済開発プラン) の枠内で、保健に関する県の戦略的な計画を策定する。
- c. 県内で実施される保健計画やプログラムを策定、規定、調整、監督、評価する。
- d. SEDES の年度保健業務計画と予算計画を作成した上で、県庁のPlan Operativo Anual (POA：年度業務計画書) や予算計画に編入させると共に、保健部門に関する県庁の年間予算の範囲で資金を調達するために、中央政府や県庁と交渉し、夫々の必要な処置を講じる。
- e. 中央政府や県庁の保健政策に関する企画や決定を裏付けるための保健指数や保健標準値を設定するために、Sistema Nacional de Informacion en Salud (SNIS：国家保健情報システム) に従って、保健情報を収集、処理、広報する。
- f. 国家保健政策や Sistema Nacional de Salud (国家保健システム) の実施について企画、フォローアップ、評価するための調査や研究を行う。
- g. 県庁の責任で行われる保健計画やプログラムを実施すると共に、保健・年金省が全国規模で実施する保健計画やプログラムの中で、県庁が担当する業務分野の実施を指揮する。
- h. 県内の総合病院、専門病院や複合医療施設の医療サービス業務や管理業務を監督し評価する。
- i. 県内の一次医療や二次医療施設に保健用消費材や保健サービス業務を提供している供給者に、保健・年金省を代理し、且つ国家基準や手順に従って、資格証明書や許可証を与える。
- j. 保健サービスの普及度、品質や誠意を監督し評価するプロセスを規定し指揮すると共に、公共医療施設や民間医療施設が医療サービスの業務、計画やプログ



ラムを実施するに際して、業務規定を適用している如何を検査し、規定が履行されていない場合は、責任者を処罰する。

- k. 人事管理システムや保健・医局員規定に従って、SEDES の職員と保健管区長の雇用、報酬の支払い、昇格や解雇を行う。業務の効率やコストの面で分権化されていない保健管区施設、一次医療や二次医療施設の夫々の職員を、管区長の提案にもとづいて、雇用又は解雇する。
- l. 保健・年金省の政策に従って、県内の保健運営システムや手順を組織すると共に、公共部門に適用される管理・監督システムの履行を促す。
- m. 県内の保健部門に従事する人的資源を訓練する。
- n. 県庁の保健部門に割り当てられている資産や資金を、公共部門の規定や基準に従って、管理する。
- o. SEDES を運営するために補給されている物資、消費材、サービス業務やその他を管理すると共に、管区に於ける物資、消費材やその他の管理を監督する。
- p. 公共医療施設や民間医療施設で保健・医療業務に携わっている専門職業人の登録を管理する。
- q. 食料品や飲料品に関する衛生登録の申請を、該当規定に従って処理する。
- r. 食料品、飲料品、上水の生産プロセスに於ける品質、廃棄物や環境インパクト、及び、これらのプロセスに携わる人々の保健状態などを、国家基準に従い且つ地方自治体政府と調整しつつ、管理し監督する。
- s. 管轄分野の衛生管理を行う。

### 保健技術委員会

保健部門について計画された様々な活動の実施状況などを評価し調整した上で、その修正策や行動方針の変更など決定する委員会であり、SEDES の技術局長、室長、管区長、及び公立病院の院長で編成されている。

### その他事項

SEDES は、技術面や運営面では県庁から独立しているが、その運営と財政は県庁の総務・財務局長の監督を受ける他、政府管理監督法第1178号に定める各種の管理システム基準や保健・年金省が発する省令や規定に従って、組織を運営しなければならない。

SEDES の職員の報酬は、保健・年金省の予算で賄われている。このために、保健・年金省は、各年度の国家予算に SEDES の人件費を組み込んで予算を確保し、県庁の人件費予算に振り替える。SEDES と県内の保健管区や公立の保健施設で技術業務、運営業務や総務に従事する職員の契約雇用、昇格、移動や解雇は、技術局長が、年度業務計画や年間予算にもとづき、人事管理システムその他の現行法規類を適用して行う。

有償サービスの提供や用紙類の販売より得られる SEDES や保健管区の自己収入は、予算システムや統一経理システムに従って県庁の年度予算に計上されるが、この資金は、SEDES や保健管区の人件費以外の運営経費に仕向けられる。更に、県庁は、II-2-1項に述べた経常収入（資金源）の中から、資金を SEDES に割り当てなければならない。割当資金の 85% は SEDES の投資計画やプログラム、業務組織の強化や人的資源の訓練に、残りの 15% は運営経費に、夫々仕向けられる。

各県には、県保健委員会、保健管区委員会と地方自治体保健区委員会が設けられているが、SEDES は、これらの委員会が合意した県全体の保健計画やプログラム、又は、保健管区や地方自治体保健区の保健計画やプログラムに対する分担金を、地方自治体政府が出資するように要請し、出資されたその資金を管理する。地方自治体政府が分担金を出資する義務は、現行法規類に定められている。因みに、各保健委員会は、下記の目的や構成員で編成されている。

## 1. Consejo Departamental de Salud (県保健委員会)

県内の保健計画、プログラムや政策などの実施を合意、調整、調和する目的を持っており、a) 委員会を主宰する県庁の社会開発局長、b) 委員会の常任幹事を務め、社会開発局長が不在の場合は、これを代理する SEDES 技術局長、c) 地方自治体政府のニーズを委員会に伝える役割を持つ、県議会からの代表議員、d) 社会保障機関、民間医療組織団体、医療関係同業者団体、保健・医療労働組合、大学、宗教団体、非政府機関 (NGOs)、軍部や国家警察などが、保健部門や公衆衛生に関して、人材育成を行っている場合は、これらの組織や団体からの代表者 1 名で編成されている。4 ヶ月ごとに定例会議が開かれるが、社会開発局長は、必要に応じて臨時会議を召集することができる。

## 2. Consejo Distrital de Salud (保健管区委員会)

a) 委員会を主宰する保健管区長、 b) 保健管区が設けられている郡から選出されている県会議員、 c) 保健管区が設けられている郡の郡長、 d) 保健管区に所在する地方自治体政府の代表者、 e) 社会保障、民間医療団体と非政府機関 (NGOs) 協会からの代表者 1 名、 f) 保健管区に所在する監視委員会の代表者で編成されており、下記の目的を持っている。

- ① 県の戦略的計画と保健管区の業務計画を整合させる。
- ② 現地の保健関係者が、保健に関して持っている夫々の観点や視野を調和させる。
- ③ 保健活動を行う公共団体や民間団体の間の協調や合意を促し、保健計画や保健活動の実施に関する協定を結ぶ。
- ④ 保健活動団体が、保健管区の目的や目標に応じてその業務を行うよう、常に調整する。
- ⑤ 管区内の個々又は全体の施設に於ける保健普及度や効果を評価する。

## 3. Consejo Municipal de Salud (地方自治体保健委員会)

各地方自治体の域内に設けられた委員会であり、委員会を主宰する地方自治体政府代表者、保健管区代表者、監視委員会代表者、及び隣人会、農村共同体又は先住民共同体からの代表者 2 名で編成されており、下記の目的を有する。

- ① 地方自治体内の保健状態について、保健管区長から報告を受ける。地方自治体政府の計画と保健部門の計画を調和させるための勧告を行う。保健指数や保健業務を改善するための勧告を行う。
- ② 地方自治体の保健部門を賄うための SEDES の予算や業務計画を知り、必要な場合は、委員会メンバーの合意にもとづいて、予算や業務計画の修正を要請する。
- ③ 地方自治体政府の保健部門の予算や業務計画を知り、必要な場合は、その修正を合意する。
- ④ 地方自治体で行われている民間の保健計画やプログラムを知り、SEDES や地方自治体政府の保健計画やプログラムとの連携を合意する。
- ⑤ 保健擁護組織の設立を促し、その擁護組織と自治体保健委員会の共同活動を調整すると共に、擁護組織の報告や勧告を受ける。

- ⑥ 地方自治体の保健業務の筆頭組織として、地方自治体の衛生開発を促すべく、その活動を合意、促進、評価する。
- ⑦ Seguro Basico de Salud（基本健康保険）の運営状態に関する報告を定期的に受け、それを承認又は却下すると共に、適切な対策を勧告する。

### II-3-1-2 Servicio Departamental de Educacion (SEDUCA: 教育業務局)

県内の教育行政を担当する県知事直轄の分離機関であり、機能的には社会開発局長に服従する。教育業務局（以後、SEDUCAと略称する）は、行政地方分権化法第1654号、大衆参加法第1551号、地方自治体組織法第696号と夫々の細則令、県庁組織構造令（政令第25060号）、及び国家教育システムに定める規定に従って活動を展開する。SEDUCAの基本的な任務は、元県教育局の権限にもとづき、且つその管轄領域内で公立や私立の教育施設の運営を管理することにあるが、具体的には、下記の任務や組織構造を有する。

#### 主な任務

- ① 教育・文化・スポーツ省が定める教育政策や教育基準、及び県庁が教育部門について発布する県行政令を履行し、且つ履行させる。
- ② 県内の教育管区の計画にもとづき、且つ県内の教育関係機関や組織の参加を得て、Plan Departamental de Educacion（県教育プラン）を策定すると共に、県の教育方針や目標を定めて、地方自治体政府の Plan de Desarrollo Municipal (PDM: 地方自治体開発プラン) に盛り込ませる。
- ③ 県の教育政策の適用や実施について、教育・文化・スポーツ省や県内の教育管区と調整する。
- ④ 良質な教育業務を確立するために、県内の教育管区を常に技術指導する。
- ⑤ 教育管区長の業務を教育・文化・スポーツ省が定める規準に従って監督すると共に、県内の教育施設が県の教育方針や目標を達成するよう監督し、評価する。

#### 組織構造

本部組織	主管者	: SEDUCA技術局長
	調整	: 教育技術委員会
	監査	: 内部監査室

(註)

補佐	:	法務室
技術・実務	:	情報分析室
	:	技術指導・調整室
	:	フォローアップ室
	:	人事・資産管理室

分権組織	主管者	:	教育管区長
	調整	:	教育管区技術委員会
	技術・実務	:	教育管区技術班

教育管区長が管轄する管区は、SEDUCAの分権機関であり、管区内の公立の教育施設を管理すると共に、私立の教育施設も監督する。各教育管区は、都市部や農村部の地方自治体領域と一致しており、教育管区長は、地方自治体の教育や教育施設について権限を行使する。

### SEDUCA技術局長

SEDUCAの技術局長は、教育行政に関して十分な学歴と職歴を持っていなければならず、教育・文化・スポーツ省が発する規準に従って公募される資格選考の手順を踏んだ上で、県知事が任命する。SEDUCA技術局長の権限や責務は下記の通りである。

- a. SEDUCAを法的に代表する。
- b. SEDUCAの技術・行政的な活動を指揮する。
- c. SEDUCAの任務の範囲で発生する問題を知り、それを解決する。
- d. 権限範囲で発生する問題を解決するために、決裁令を発布する。
- e. SEDUCAの年度業務報告書を県知事に提出する。
- f. SEDUCAの管下にある又は使用する人的資源、財務資金や資産を管理する。
- g. 前述したSEDUCAの種々の任務が効果的に履行されるよう監督する。
- h. 教育管区長と常に調整する機構を定める。
- i. 教育管区と調整しつつ国や県の教育政策に基づいた Programa de Desarrollo Educativo Departamental（県教育開発プログラム）を策定する。県教育開発プログラムの策定に於いては、教育機会の平等の概念を遵守し、県内で教育が最も遅れている教育管区の業務を強化して、その住民に被益する計画やプログラムを優先的に実施しなければならない。

- g. 政府の業務計画システムに従ってSEDUCAの Plan Anual Operativo（年度業務計画書）を作成し、各年度の教育方針や目標を定めると共に、その適用について各管区長と調整する。
- k. SEDUCAの年度予算案を作成すると共に、確定された予算を実施する。
- l. Plan Operativo Anual de Educacion（年度教育業務計画）を実施するための資金調達を手続きし、資金が県庁予算に組み込まれるよう手配する。
- m. 政令第 23949号“大衆参加教育機構”第21条に従って、県教育委員会の会議を開催する。
- n. 法令第1178号“政府管理監督法”に定める各種の管理システムを実施する。
- o. 法令第1178号“政府管理監督法”に定める人事管理システムの処理手順と教育・文化・スポーツ省が發布する省令や規定に厳格に従って、SEDUCAの技術職員や教育管区長を任命する。
- p. 教育管区からの要請を取り入れて、教育業務を改善する。
- q. 教育管区の業務をフォローアップし評価する。
- r. 国家社会経済開発総合プラン（PGDES）と県開発プラン（PDD）に従って、県内の教育を改善し強化するために、他部門の担当部署や機関と調整する。
- s. 教育管区長を通じて行われる私立教育施設の開校申請を、教育・文化・スポーツ省が定める規準や規定に従って承認する。
- t. 県内の教育需要を評価し確認するために、一校教育委員会、複数校教育委員会、教育管区委員会、県教育委員会の運営を促す。
- u. 法令第1178号“政府管理監督法”に定める人事管理システムの処理手順や教育・文化・スポーツ省が發布する省令や規定に厳格に従って、SEDUCAの技術職員や教育管区長の業務を評価する。
- v. 教育・文化・スポーツ省が定める政策やプログラムを県内で適用する。
- w. 県内の全ての教育管区の授業日程を、毎年 1月31日までに公表する。

### 教育技術委員会

SEDUCAの主な調整手段であり、委員会を主宰するSEDUCA技術局長、幹事を担当する法務室長、SEDUCAの技術面や実務面を担当している各室長、及び教育管区長で編成されており、下記の業務を行う。

- 1) SEDUCAの年度業務計画書(POA)を作成し、その実施を調整すると共に、達成度を定期的に評価する。

- 2) 県庁の社会開発局長が行う教育業務を補佐する。
- 3) 県教育委員会、先住民教育委員会や学校教育委員会からの提案や要求事項を取り上げる。
- 4) 県内の年間教育日程を作成し、社会開発局長に提出する。

## その他事項

SEDUCAも技術面や運営面では県庁から独立はしているが、その運営と財政は SEDES と同じように、県庁の総務・財務局長の監督を受けるし、政府管理監督法第1178号に定める各種の管理システム基準や教育・文化・スポーツ省が発布する省令や規定に従って、組織を運営しなければならない。

SEDUCAの職員の報酬は、教育・文化・スポーツ省の予算で賄われる。このために、教育・文化・スポーツ省は、各年度の国家予算にSEDUCAの人件費を組み込んで予算を確保し、県庁の人件費予算に振り替える。SEDUCAと教育管区が用紙類の販売で得る収入は、人件費以外の支出項目を賄うために、教育分野の筆頭機関である教育・文化・スポーツ省が定める処理手順に従って、県庁の予算に計上され、消化される。

上記の他に、県庁は、II-2-1項に述べた経常収入の中から SEDUCA に資金を割り当てなければならない。SEDUCAは、割当資金の全額（100%）を県内教育部門の投資計画に仕向けねばならず、SEDUCAや教育管区の職員の収入を直接又は間接的に増やす月給、報酬やその他の支出に仕向けることはできない。更に、Ex-Direccion Departamental de Educacion（元県教育局）の全ての不動産、流動資産、権利や義務は、SEDUCAに移管されている。

付け加えると、教育管区の職員の数は、教育・文化・スポーツ省が各管区の特徴やニーズに合わせて省令で決める。教育管区長は、大衆参加法に定める分担金や管区内の公立教育業務に対する追加負担金の出資を地方自治体政府に要請し、その資金を管理すると共に、下記の教育管区技術委員会を主宰する。

## Consejo Tecnico Distrital（教育管区技術委員会）

教育管区長が主宰し、秘書を務める管区の技術班長、及び管区内の公立学校の校長

で編成されている教育管区技術委員会は、各機関や組織の関係を調整する手段であり、下記の任務を有する。

- ① 管区の年度業務計画（POA）を作成し、各校が持つ必要性に優先順位を付けて対処すると共に、各校の業務計画の達成度を定期的に評価する。
- ② 管区の年度業務計画の実施を調整する。
- ③ 管区内の教育改善を目指した戦略や活動を提案する。
- ④ 管区長の職務遂行を支援する。
- ⑤ 管区の年間教育日程を作成する。

### II-3-1-3 Servicio Prefectural de Caminos (SEPCAM : 道路業務局)

Ex-Servicio Departamental de Caminos (SDC:元県道路局)

現政権になって Servicio Prefectural de Caminos (SEPCAM) に改称された道路業務局（以後、SEPCAMと略称する）は、独自の技術構造と運営機能を伴って県内の道路業務を担当する県庁の分離機関であり、県知事に直属すると共に、機能的には、県庁の基盤構造物開発局長に服従する。 現行の法規類に従って活動を展開する SEPCAMの主な業務は、県道網、他の県庁や県内の地方自治体政府が管理する道路網（幹線道路、県道や農村道）の建設、改修、復旧又は維持管理に関して、所轄当局が発する国や県の政策や基準を県内で適用することにあるが、具体的には、下記の任務や組織構造を有する。

#### 主な任務

- ① 道路部門に関して定められた国や県の政策や基準を県領域内で履行し、履行させる。
- ② 県道網の建設、日常保守（維持管理）や定期保守を行うための公共投資計画やプログラムを、国家政策や輸送マスタープランに従って策定し、実施する。
- ③ 管轄領域内の道路プログラムを企画、実施、調整する。
- ④ 県道網の緊急対策工事や維持管理作業を直営で、又は第三者に託して実施する。
- ⑤ 他の県と結ばれている道路の建設工事や維持管理作業を行うために、他の県の SEPCAMと調整する機能や手段を定める。
- ⑥ Ley General de Concesiones de Obras Publicas de Transporte（公共輸送事業租借法）とその細則に従って県内輸送網を租借する、又は工事を委託する。



- ⑦ 県知事が Servicio Nacional de Caminos（道路公団）や地方自治体政府と協議し締結した協定に従って、幹線道路網（国道）や地方自治体道路網（農村道）の建設工事や維持管理作業を実施し、道路網の開発を行う。
- ⑧ 地方自治体道路網（農村道）の建設や維持管理の作業について、地方自治体政府と調整する。
- ⑨ Servicio Nacional de Caminos（道路公団）と調整しつつ、場合によっては管轄領域内で実施される（幹線道路網の）道路工事や道路開発調査を、輸送網租借法に従って管理する、又は監督する。
- ⑩ SEPCAMの目的を効果的に達成するために、与えられたその他の権限を行使する。

## 組織構造

本部組織	主管者	: SEPCAM技術局長
	技術・実務	: 運営・調整技術室 : 道路調査・計画技術室 : 機材管理技術室 : 工事監督・監査室
分権組織	補佐	: 総務・財務室
		: 現場キャンプ

この組織は、各県庁の必要性、資産、資金や人的資源の現状に合わせて、全面的又は部分的に変更することができる。同じく、総務、財務、法務や内部監査を担当する職員や資金を備えることができない場合、その業務は県庁が担当する。更に、国や県の道路政策に従って特定の道路計画やプログラムを担当する技術移動班を、現場キャンプ長の管下に設営することができる。現場キャンプ長は、SEPCAMの運営・調整技術室長に服従する。

## SEPCAM技術局長

県令をもって県知事から任命される SEPCAM 技術局長は、本局の活動を指揮する、他の機関と調整や合意を行うための機構を定める、及び本局を上級当局に連携させる責任者であり、下記の権限や責務を有する。

- a. SEPCAMを法的に代表する。
- b. SEPCAMの技術・行政的な活動を指揮する。
- c. SEPCAMの権限や任務に関する法規類を履行し、履行させる。
- d. 道路部門に関する国や県の政策、計画、プログラムや基準を、県内で適用する。
- e. 国家道路計画に従い、且つ SEPCAM が準備できる機材や資金に合わせて、県道や県道上の橋梁の維持管理、改修又は建設を行うための年度業務計画を、県庁の基盤構造物開発局長を通じて、県知事に提出する。
- f. 道路部門に関して提起される問題を知り、これを解決する。
- g. SEPCAMの年度業務計画書（POA）を作成し確立する。
- h. SEPCAMの予算を県庁予算に組み入れるために、その予算案を作成する。
- i. 人事管理システムに従って、SEPCAM 職員の任命や人事交替を行う。
- j. SEPCAMの年度業務計画を実施する。
- k. 洪水や崖崩れなどで県道網に緊急事態が発生した場合は、その対策を講じると共に、幹線道路網又は地方自治体道路網で災害が発生した場合は、道路公団や地方自治体政府と夫々調整しつつ、その対策を講じる。
- l. 道路部門の活動を企画し展開するために、県内の他の機関や部門と調整する機構や手段を定める。
- m. 県道網の建設、改修、復旧や維持管理に関する統計情報を道路公団に定期的に提出する。
- n. 国家道路網システム（政令第 25134号）に定める幹線道路網通行料の徴収額の30% の割当て資金の運用について、報告書を提出する。
- o. SEPCAMの目的を達成するために、与えられている全ての権限を行使する。

## その他事項

元県道路局の資産や資金をベースにして設立された SEPCAM の運営は、政府管理監督法第1178号と種々の管理システム基準、及び県庁の総務・財務局が定める総務・財務運営基準に従って行われる。

SEPCAMの技術職員、事務員や労働者の人選、契約雇用、配置換え又は解雇は、県庁が準備している予算、道路部門の規定、SEPCAMの運営や道路の維持管理に必要な準備資金に従い、且つ政府管理監督法の人事管理システム基準や処理手順にもとづいて行われる。 SEPCAMの職員は、今回の改革から公務員の資格を有することより、本局の人事は、政府管理監督法の人事管理システムに従わなければならない。